

# 第82期 定時株主総会 招集ご通知

**日 時**

2026年1月24日（土曜日）午前10時

**場 所**

兵庫県宝塚市栄町一丁目1番33号

宝塚ホテル 1階 宝寿の間

ご来場の際は末尾記載の「株主総会会場ご案内略図」  
を参照いただき、お間違えのないようお願い申し上  
げます。

**【株主の皆様へ】**

- ・本年度についても、会場でのお土産の配布を取り止めとさせていただきます。
- ・本総会の様子をご自宅等でご覧いただけるよう、  
株主総会後（2026年2月1日予定）にインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.hi-lex.co.jp/>）にて映像を事後配信いたします。配信に際しては、株主様の音声・画像等のプライバシーに配慮いたします。詳細は、当社ウェブサイト上のお知らせをご参照いただきますようお願い申し上げます。

**会社提案議案**

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役4名選任の件

第3号議案 当社株式の大規模買付等に関する対応方針（買収への対応方針）の継続の件

**決議事項****株主提案議案**

第4号議案（社外）取締役正木靖子解任の件

第5号議案（社外）監査役上田隆司解任の件

第6号議案 剰余金処分の件

第7号議案 剰余金処分の件

# 目次

■第82期定時株主総会招集ご通知	1
■株主総会参考書類	5
■事業報告	45
■連結計算書類	64
■計算書類	66
■監査報告書	68

証券コード 7279  
2026年1月5日

## 株主各位

兵庫県宝塚市栄町一丁目12番28号  
株式会社ハイレックスコーポレーション  
代表取締役社長 寺浦太郎

## 第82期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第82期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.hi-lex.co.jp/shm/>



### 【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7279/teiji/>



### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ハイレックスコーポレーション」又は「コード」に当社証券コード「7279」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、後記の「議決権行使についてのご案内」に従って2026年1月23日（金曜日）当社営業時間終了の時（午後5時20分）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

---

記

1. 日 時 2026年1月24日（土曜日）午前10時（受付開始：午前9時）  
2. 場 所 兵庫県宝塚市栄町一丁目1番33号  
宝塚ホテル 1階 宝寿の間

ご来場の際は末尾記載の「株主総会会場ご案内略図」を参照いただき、お間違  
えのないようお願い申し上げます。

3. 目的事項  
報告事項

1. 第82期（2024年11月1日から2025年10月31日まで）事業報告、連結計算書類並  
びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第82期（2024年11月1日から2025年10月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

会社提案議案

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役4名選任の件

第3号議案 当社株式の大規模買付等に関する対応方針（買収への対応方針）の継続の件

株主提案議案

第4号議案 (社外) 取締役正木靖子解任の件

第5号議案 (社外) 監査役上田隆司解任の件

第6号議案 剰余金処分の件

第7号議案 剰余金処分の件

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、議決権を有する全ての株主様に一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

また、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 新株予約権等に関する事項
- ② 会計監査人に関する事項
- ③ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ④ 剰余金の配当等の決定に関する方針
- ⑤ 連結株主資本等変動計算書
- ⑥ 連結注記表
- ⑦ 株主資本等変動計算書
- ⑧ 個別注記表

従いまして、監査役及び会計監査人は上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時  
2026年1月24日（土曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）



### インターネット等で議決権 行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限  
2026年1月23日（金曜日）  
午後5時20分入力完了分まで



### 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限  
2026年1月23日（金曜日）  
午後5時20分到着分まで

## 議決権行使書のご記入方法のご案内

本定時株主総会におきましては、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）と株主提案（一部の株主様からご提案された議案）の決議を行います。

第4号議案～第7号議案は一部の株主様からのご提案です。

取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。詳細は39頁以降をご参照ください。

議決権行使書用紙の記入例をご紹介します。

| 会社提案・当社取締役会の意見に賛成いただける場合 |                                    |                                    |              |                                    |                  |                                    |                                    |                                    |                                    |
|--------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------------|------------------------------------|------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 議案                       | 第1号<br>議<br>案                      | 第2号<br>議<br>案                      | 下の候補<br>者を除く | 第3号<br>議<br>案                      | 議案               | 第4号<br>議<br>案                      | 第5号<br>議<br>案                      | 第6号<br>議<br>案                      | 第7号<br>議<br>案                      |
| 会社<br>提案                 | <input checked="" type="radio"/> 賛 | <input checked="" type="radio"/> 賛 |              | <input checked="" type="radio"/> 賛 | 株<br>主<br>提<br>案 | <input checked="" type="radio"/> 賛 |
|                          | <input type="radio"/> 否            | <input type="radio"/> 否            |              | <input type="radio"/> 否            |                  | <input checked="" type="radio"/> 否 |

インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

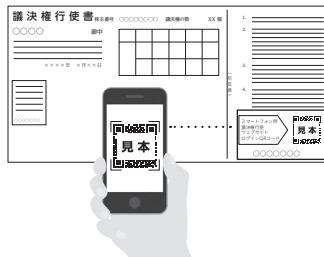
書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案議案については賛、株主提案議案については否の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

## インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

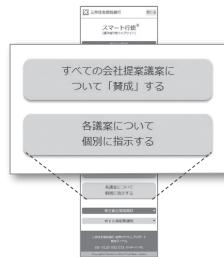
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- ## 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 「次へすすむ」を  
クリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された  
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」  
を入力

・「ログイン」を  
クリック

- ### 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



・「初期パスワード」  
を入力

実際にご使用になる  
新しいパスワードを  
設定してください

・「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### <会社提案議案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案から第3号議案までは、会社提案によるものであります。

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当及び剰余金の処分につきましては、長期安定配当を基本としつつ、経営体質の強化と今後の事業展開を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

##### 1. 期末配当に関する事項

###### (1)株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通配当を1株につき金23円00銭とさせていただきたいと存じます。

総額850,802,062円

###### (2)剰余金の配当が効力を生じる日

2026年1月26日

## 第2号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（3名）が任期満了となります。また、取締役のUENISHI KENJI氏は、2025年3月7日付で辞任されました。つきましては、あらためて取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
取締役候補者は、次のとおりであります。

### 候補者一覧

| 候補者番号 | 属性                            | 氏名    | 当社における現在の地位 | 取締役会出席状況 | 取締役在任期間(本総会終結時) |
|-------|-------------------------------|-------|-------------|----------|-----------------|
| 1     | <b>再任</b>                     | 寺浦 太郎 | 代表取締役社長     | 16／16回   | 13年             |
| 2     | <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b> | 正木 靖子 | 取締役         | 16／16回   | 18年             |
| 3     | <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b> | 吉川 博巳 | 取締役         | 16／16回   | 5年              |
| 4     | <b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b> | 尾形 浩一 | —           | —        | —               |

**再任** 再任取締役候補者

**社外** 社外取締役候補者

**独立** 東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

**新任** 新任取締役候補者

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                               | 略歴、当社における地位、担当<br>並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社株式の数 |
|-------|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 寺浦太郎<br>(1977年5月12日生)<br><br>再任            | <p>2002年9月 当社入社<br/> 2012年1月 当社執行役員<br/> 2013年1月 当社常務取締役<br/> 2013年12月 当社インドチェンナイ事業管掌<br/> 2018年1月 当社専務取締役<br/> 2018年6月 当社グローバル営業本部管掌兼欧州事業管掌<br/> 2020年1月 当社代表取締役社長（現任）<br/> （重要な兼職の状況）<br/> HI-LEX HUNGARY CABLE SYSTEM<br/> MANUFACTURING LLC CEO<br/> HI-LEX CZECH, S.R.O. CEO</p> <p>【取締役候補者とした理由】<br/> 寺浦太郎氏は、世界15ヶ国の拠点を軸に、その豊富な経験や知識を活かして事業のグローバルな展開における経営判断や意思決定を行い、自動車業界の大変革期における課題に果敢に挑戦する等、当社グループが今後も持続的な成長を果たすうえで、適切な経営判断と意思決定が期待できると判断し、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。</p>                                                                                                                                                                                                                    | 513,777株   |
| 2     | 正木靖子<br>(1955年4月8日生)<br><br>再任<br>社外<br>独立 | <p>1982年4月 弁護士登録（神戸弁護士会（現兵庫県弁護士会））（現任）<br/> 2004年4月 関西学院大学大学院司法研究科教授<br/> 2008年1月 当社取締役（現任）<br/> 2008年4月 兵庫県弁護士会会長<br/> 2011年4月 日本司法支援センター（法テラス）兵庫地方事務所所長<br/> 2013年4月 近畿弁護士会連合会理事長<br/> 2014年6月 生活協同組合コープこうべ員外監事（現任）<br/> 2018年3月 株式会社ノーリツ社外監査役<br/> 2018年4月 日本弁護士連合会副会長<br/> 2019年3月 株式会社ノーリツ社外取締役（監査等委員）<br/> （重要な兼職の状況）<br/> 生活協同組合コープこうべ員外監事</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】<br/> 正木靖子氏は、弁護士として長年にわたり活躍され、また複数の弁護士会で要職を歴任される等、豊富な経験と深い見識を有しております。当社においては、社外取締役として、豊富な経験を活かし、法律の専門家としての有益な提言をいただき、また指名報酬委員会の委員として出席し、積極的に意見を述べていただきました。<br/> 上記の理由から、当社の経営全般にわたる課題の指摘や提言をいただき、また、独立社外取締役かつ任意の機関である指名報酬委員会の委員として的確な関与・助言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。</p> | 一株         |

| 候補者番号                                                                                                                                          | 氏　　名<br>(生年月日)                                                 | 略歴、当社における地位、担当<br>並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3                                                                                                                                              | <p>よし　かわ　ひろ　み<br/>吉川博巳<br/>(1953年5月13日生)</p> <p>再任　　社外　　独立</p> | <p>1976年4月 大塚製薬株式会社入社<br/>2001年7月 大塚製薬株式会社取締役<br/>2007年7月 大塚製薬株式会社常務取締役<br/>2009年4月 株式会社大塚製薬工場専務取締役<br/>2017年3月 株式会社大塚製薬工場顧問<br/>2017年9月 株式会社エムネス取締役<br/>2018年11月 株式会社エムネス取締役COO<br/>2021年1月 当社取締役（現任）<br/>2021年2月 株式会社CureApp顧問<br/>2021年5月 株式会社CureApp社外取締役（現任）<br/>（重要な兼職の状況）<br/>株式会社CureApp社外取締役</p> | -株         |
| 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】                                                                                                                    |                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |            |
| 吉川博巳氏は、複数の企業で取締役等の要職を歴任し、他業界における企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。                                                                                  |                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |            |
| 当社においては、社外取締役として、当社取締役会における経営判断及び経営監督の妥当性・適正性の確保に重要な役割を果たしており、企業経営者としての豊富な経験を活かした有益な助言・提言を行っております。                                             |                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |            |
| 上記の理由から当社の経営全般にわたる課題の指摘や提言をいただくことにより、当社の持続的な成長、企業価値の向上、経営の健全性の確保並びにコーポレート・ガバナンスの強化が期待できると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。                           |                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |            |
| 4                                                                                                                                              | <p>お　　がた　こう　いち<br/>尾形浩一<br/>(1957年7月8日生)</p> <p>新任　　社外　　独立</p> | <p>1981年4月 カネボウ食品株式会社<br/>（現クラシエ株式会社）入社<br/>2005年12月 新田ゼラチン株式会社入社<br/>2012年6月 新田ゼラチン株式会社取締役<br/>2015年4月 新田ゼラチン株式会社代表取締役社長<br/>（重要な兼職の状況）<br/>重要な兼職はありません。</p>                                                                                                                                             | -株         |
| 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】                                                                                                                    |                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |            |
| 尾形浩一氏は、化学メーカーにおける商品開発部門での経験を経て、同社の海外拠点における営業・開発の責任者として販売の拡大と成長に寄与しました。その後は経営者として構造改革や事業再編に取り組み、収益性の改善を達成しました。                                  |                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |            |
| 上記の理由から、上場企業且つB to Bの製造業の経営で培われた知見をもとに、当社の経営課題の指摘や提言をいただくことにより、当社の持続的な成長、企業価値の向上、経営の健全性の確保並びにコーポレート・ガバナンスの強化が期待できると判断し、このたび同氏を社外取締役候補者といたしました。 |                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |            |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 正木靖子及び吉川博巳の2氏は社外取締役候補者であります。2氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって正木靖子氏は18年、吉川博巳氏は5年となります。また、新任の尾形浩一氏は社外取締役候補者であります。
3. 正木靖子氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記「社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要」に記載のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
4. 当社は、正木靖子及び吉川博巳の2氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本総会において、2氏が原案どおり選任されると、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、尾形浩一氏が原案どおり選任されると、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、正木靖子及び吉川博巳の2氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出でおり、2氏が原案どおり選任されると、引き続き独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。また、尾形浩一氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が原案どおり選任されると、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その概要是、事業報告「3. (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」61頁に記載のとおりです。本総会において、各候補者が原案どおり選任されると、当該保険契約の被保険者に含まれられることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

**【ご参考】当社の取締役および監査役に対し、特に期待する分野**

当社の取締役および監査役が有する専門性と経験に基づき、当社が各氏に特に期待する分野を記載しており、候補者の有する全ての知見を表すものではありません。

(本定時株主総会の終結後の予定)

| 氏名   | 当社における地位 | ジェンダー | 国籍 | 社外 | 指名報酬委員会 | 独立委員会※ | 特に期待する分野 |      |       |    |    |      |
|------|----------|-------|----|----|---------|--------|----------|------|-------|----|----|------|
|      |          |       |    |    |         |        | 企業経営     | 経営戦略 | リスク管理 | 法務 | 財務 | 企業理念 |
| 寺浦太郎 | 代表取締役社長  | 男     | 日本 |    | ●       |        | ●        | ●    |       |    |    | ●    |
| 正木靖子 | 取締役      | 女     | 日本 | ●  | ●       | ●      |          |      | ●     | ●  |    |      |
| 吉川博巳 | 取締役      | 男     | 日本 | ●  | ●       | ●      | ●        |      | ●     |    | ●  |      |
| 尾形浩一 | 取締役      | 男     | 日本 | ●  | ●       | ●      | ●        | ●    | ●     |    |    |      |
| 松本耕一 | 常勤監査役    | 男     | 日本 |    |         |        |          |      |       | ●  | ●  |      |
| 上田隆司 | 監査役      | 男     | 日本 | ●  |         | ●      |          |      | ●     |    | ●  |      |
| 後藤研了 | 監査役      | 男     | 日本 | ●  |         | ●      |          |      | ●     |    | ●  |      |

(※)当社株式の大規模買付等に関する対応方針（買収への対応方針）において、任意に設置したものです。

### 第3号議案 当社株式の大規模買付等に関する対応方針（買収への対応方針）の継続の件

当社は、2023年1月28日開催の第79期定時株主総会にて株主の皆様のご承認を得て、当社株式の大規模買付等に関する対応方針（以下「旧プラン」といいます。）を継続導入しております。

旧プランの有効期間は、2026年1月24日開催予定の当社第82期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までであることから、当社取締役会は旧プランの継続導入後も、社会・経済情勢の変化、法令改正等を踏まえ、その継続の是非を含め、そのあり方について慎重に検討してまいりました。

その結果、2025年12月12日開催の当社取締役会において、旧プランを一部変更（以下、変更後の対応方針を「本プラン」といいます。）した上で、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に本プランを継続することを決定いたしました。

なお、本プランは、上記取締役会において、社外取締役2名を含む当社取締役3名の全員一致により承認されており、また社外監査役2名を含む当社監査役3名全員が本プランに賛成しております。

なお、現時点において、当社の株券等について、第三者からの大規模買付等の具体的提案を受けている事実はありません。

当社取締役会は、本プランについて株主の皆様のご意見を広く反映させることが適切であるとの考え方から、本議案が株主の皆様の議決権の過半数の承認を得て可決されることを導入の条件とさせていただいており、本プランの承認をお願いするものであります。

本プランの内容は以下のとおりです。

#### 1. 当社における企業価値および株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組みについて

##### (1) 当社の企業価値の源泉

当社の企業価値の源泉は、

① 1946年の創業以来、コントロールケーブル一筋に心血を注ぎこみ、常に業界のリーディングカンパニーとして長年培ってきた高品質なケーブルの製造技術・ノウハウおよび、その技術を礎にして生まれたドアモジュールやウインドレギュレータなどのシステム製品開発力、さらにシステムサプライヤーに進化すべく開拓した電子制御技術、これらに関するグローバルな生産・販売体制をもとにしたお客様（特に自動車メーカー）・仕入先様からの高い信用

② 当社の創業者の理想「この仕事を通じて社会に貢献する」「この仕事を通じて立派な人を創る」を受け継ぎ、それを実現する方策である社訓「良品・安価・即納」、経営信条「信義誠実・和衷協力・不撓不屈・業務奉仕」のもとに確固とした公正・公平な企業文化を築き上げ、経営陣と従業員の固い信頼関係を基盤に、全社一丸となって社会の要請に応えていく中で得られてきたお客様、仕入先様、社会との強固な信頼関係

③ これらの信用・信頼関係をさらに高め、株主の皆様への安定的な還元策の維持向上、製品開発力・コア技術を維持発展させていくために必要不可欠な中長期ビジョン、および中長期的な製品開発計画

のために必要な設備投資等、これら不測の経済変動にも耐え、支えていくことができる健全な財務体质にあります。

当社は「株主」の皆様をはじめ「お客様」「仕入先様」「従業員」「社会」というすべてのステークホルダーから「安心・安全な価値ある企業」として信頼され、支持され、さらに今後もともに中長期的な価値を創造していくことこそが企業価値の源泉ひいては株主価値の最大化を実現する道と考えております。

## (2) 中期経営計画について

当社は、企業価値の最大化を実現するために日本自動車事業、グローバル自動車事業、医療事業本部、事業開発本部がそれぞれビジョン2030（中期経営計画）を策定し、毎年見直しを図り、計画をローリングさせながら進めております。

当社グループを取り巻く経済環境は、米国の通商政策の動向をはじめ、為替変動、中国経済の先行き等、引き続き不確実で不透明な状況です。

自動車業界におきましては、EV化の進展が一時的に鈍化しているものの、自動車の電動化は着実に進んでおり、当社の主力製品であるコントロールケーブルの需要が頭打ちとなっています。コントロールケーブルが当社の連結売上高に占める割合が4分の1程度になる一方で、ウインドレギュレータ、ドアモジュール等、ドア周り部品の割合が3分の2近くにまで増加する等、製品構成に大きな変化が生じております。

このような経営環境の変化に対処すべく、自動車用ドアクロージャーシステム製品、モジュール製品で世界のトップサプライヤーとなることを目指して、ドアラッチ、パワースライドドアをはじめ独自の技術力とブランドを有するハイレックススクワット（旧社名「三井金属スクワット」）を2025年11月4日にグループに迎え、以下の4つの重点課題に取り組んでまいります。

### [I] 新たな「付加価値」の創出

当社が新領域で世界のトップサプライヤーになるには、お客様の期待を超える新製品の開発が不可欠です。新たな付加価値創出を目的として、ハイレックスグループとハイレックススクワットがこれまで各々培ってきた技術力を融合、創発させるための組織横断型のチームを編成し、中短期の取り組みの指針、長期的なビジョンの形成に取り組んでおります。

### [II] 挑戦の原資である「利益」の追求

ハイレックススクワットがグループに加わることによるシナジーを徹底的に追求し、収益力を向上させます。特に、両社がもつ生産設備を有効活用した部品の内製化、共同購買による調達コストの削減、両社が個別に構築してきた物流ネットワークの最適統合について、重点的に取り組んでまいります。加えて、厳しい競争にさらされている成熟製品（コントロールケーブル、ウインドレギュレータ等）の利益率向上のため、設備の自動化、工場のデジタルトランスフォーメーション（以下DXといいます。）化による原価低減活動にも力を入れ、元気な100年企業へ挑戦を続けるための利益（原資）を創出します。

### [III] 「提案力」のレベル向上

当社グループは“To be the First-Call Company”をミッションステートメントとし、お客様の困りごとの一番の相談相手となり、いち早く解決の提案をする会社を目指しております。提案力の底

上げを図るべく、お客様の経営戦略、開発動向を深く把握して、お客様から声をかけていただく前に提案の準備を進めていく「フロントローディング」に注力してまいります。

#### [IV] 「人財」への投資促進

ハイレックスアクトとの協働プロジェクトを通じて社員が切磋琢磨し、成長できる運営体制を構築しています。特に、若手社員や女性社員を積極的にリーダーとして起用し、多様性と挑戦意欲を重視した人財育成を推進しています。

さらにDXを推進し、工場の自動化や業務プロセスの高度なデジタル化を進めることで、社員がより付加価値の高い業務に集中できる環境を整備します。加えて、AI等の先端技術の活用にも取り組み、業務効率化のみならず、社員一人ひとりの提案力や意思決定力の向上を後押しします。

また、グローバルな人的資本の強化にも積極的に取り組み、世界の多様な人財が提案力を発揮できる体制づくりを進めてまいります。これらの取り組みを通じて、収益力向上の施策を企画・実行できる人財への投資を促進し、持続的な成長と企業価値向上を目指してまいります。

#### (3) コーポレート・ガバナンスの仕組みの強化

当社は、企業価値・株主共同の利益の向上のために不可欠な仕組みとして、従来よりコーポレート・ガバナンスの強化を重要な課題に掲げています。当社においては、すでに取締役3名の内2名が独立性を有する社外取締役であり、取締役会の過半数が社外取締役ですが、本年度はさらに1名を増員し、ガバナンスを強化します。また、監査役3名の内2名が独立性を有する社外監査役あります。当社はこれら社外役員全員を東京証券取引所に独立役員として届出をしております。

当社は、2001年1月より執行役員制度を導入し、取締役の削減をはかり、迅速かつ機動的な業務執行を行うことができる体制および経営の意思決定と業務執行の分離をはかりつつ、業務執行を監視する体制を強化するように努めてまいりました。

また、経営陣の株主の皆様に対する責任を明確化するため、取締役任期を1年に設定しております。

なお、当社の会計年度の終期は10月末日であり、例年、定時株主総会は1月下旬に開催しているため、いわゆる株主総会の集中開催による形骸化のおそれはありません。また、より多くの株主の皆様がご出席くださるよう土曜日に開催することを慣例としており、株主総会本来の機能を確保できるように配慮しております。

当社は、以上のような諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上をはかりしていく所存であります。

### 2. 本プラン導入の目的

(1) 当社は上場会社である以上、当社の株式が市場で自由に取引されるべきことは当然であり、特定の者の大規模な買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の拡大につながるものであればこれを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴う当社の株式買付に応じるか否かの判断は、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものです。

しかしながら、大規模な買付行為の中には、その目的等からして企業価値・株主共同の利益に明白な侵害を与えるもの、株主の皆様に売却を事実上強制するもの、当社の取締役会が代替案を提示するための十分な情報や検討期間を与えないもの、株主の皆様に十分な検討を行うための時間と情報を提供しないものの、当社が買付者等の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者等との交渉を要するものな

ど、当社の企業価値・株主共同の利益に反するものが幾つか存在しております。

株主の皆様に会社の支配権の移転を伴う当社の株式買付に応じるか否かについて適切な判断をしていただくためには、買付者等および当社取締役会等からの十分な情報提供、ならびに株主の皆様が検討を行うのに十分な期間が必要不可欠です。また、当社株式を売却せず継続的に保有するお考えの株主の皆様にとりましても、買付者等が志向する当社の顧客、取引先、地域社会および従業員等の利害関係者に対する方針を含む経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料です。このような濫用的な買付行為が行われることを未然に防止できなければ、当社の強みである製造技術を支える優秀な従業員の流出を招き、お客様・仕入先様・社会からの強固な信頼を失い、当社の上記1.「当社における企業価値および株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組みについて」の遂行に大きな影響を与えかねません。

そこで、当社は、大規模な買付行為の是非につき最終的判断を行う株主の皆様が適切な判断を行うために必要となる情報等を収集・提供し、買付者等の意図する買収後の当社の経営方針が当社の企業価値および当社株主共同の利益の向上に資するものであるか否かを評価・検討することを可能とするルールが必要であり、また、かかる評価・検討の結果、当該買付行為が当社株主共同の利益および当社の企業価値を害するものであると判断される場合には大規模な買収提案の内容を改善すべく買付者等と交渉とともに、必要に応じて対抗措置を講ずる必要があると考えます。

当社は、このような基本的な考え方立ち、大規模買付等が一定の合理的なルールに従って進められることが当社株主共同の利益および当社の企業価値の確保・向上に資すると考え、本プランの継続導入を決定いたしました。

(2) 2025年10月31日現在における当社の株主の状況は、別紙1「当社株主の状況」のとおりであります。

また、当社の提案する本プランは、当社に対する買収行為の一切を排除しようとするものではなく、あくまでも買収行為を行おうとする者が買収条件等について十分な情報を株主の皆様に提供することを確保するとともに、当社取締役会と誠実かつ真摯に交渉する機会と時間を確保し、その結果、当社株主共同の利益および当社の企業価値の確保・向上の観点から、最適な結果を導くものです。また、かかるルールを予め設定し、買収の手続の透明性を図ることは、かかるルールを設定していない場合に比して、買付者等の予見可能性を確保し、当社および当社株主の皆様の利益となるような大規模買付等に対して萎縮的効果を及ぼすことを未然に防止できるものと考えております。

### 3. 本プランの内容

(1) 本プランの定める手続

① 対象となる大規模買付等

本プランは、本項において定める大規模買付等を適用対象とします。本プランにおいて、「大規模買付等」とは、以下の(i)、(ii)もしくは(iii)に該当する行為またはこれらに類似する行為（これらの提案（注1）を含みます。）のうち、当社の取締役会の同意を得ていないものを意味します。

(i) 特定株主グループ（注2）の議決権割合（注3）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注4）の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）、

（注1）第三者に対して大規模買付等を勧誘する行為を含みます。

（注2）「特定株主グループ」とは、①当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を

いいます。) の保有者 (同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。) およびその共同保有者 (同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。) 、②当社の株券等 (同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。) の買付等 (同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものと含みます。) を行う者およびその特別関係者 (同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。) 、③上記①または②の者の関係者 (これらの者との間にファイナンシャル・アドバイザリー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらとの者と実質的利害関係を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザーもしくはこれらの者が実質的に支配またはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。) 、ならびに④上記①から本④までに該当する者から市場外の相対取引または東京証券取引所の市場内立会外取引 (ToSTNeT-1) により当社の株券等を譲り受けた者 (以下、上記③または本④に該当する者を総称して「関連者」といいます。) を意味します。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正 (法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。) があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

(注3) 「議決権割合」とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、①特定株主グループが当社の株券等 (金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。) の保有者およびその共同保有者である場合は、当該保有者の株券等保有割合 (同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数 (同項に規定する保有株券等の数をいいます。) も計算上考慮されるものとします。) または②特定株主グループが当社の株券等 (同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。) の買付等 (同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものと含みます。) を行う者およびその特別関係者である場合は、買付等を行おうとする者およびその特別関係者の株券等所有割合 (同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。) の合計をいいます。かかる株券等保有割合または株券等所有割合の計算上、(i)当該買付等を行おうとする者の共同保有者または特別関係者、および(ii)当該買付等を行おうとする者、その共同保有者またはその特別関係者との関係で関連者に該当する者は、本プランにおいては当該買付等を行おうとする者の共同保有者または特別関係者とみなします。株券等保有割合または株券等所有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数 (同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。) および総議決権の数 (同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。) は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。以下同じとします。

(注4) 「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定される株券等をいいます。本書において、別段の定めがない限り同じとします。

- (ii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為 (市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。) 、  
または
- (iii) 上記(i)もしくは(ii)に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主が、当社の他

の株主（複数である場合を含みます。以下(iii)において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注5）を樹立する行為（注6）（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定株主が所属する特定株主グループと当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）大規模買付等を行う者またはその提案者を「買付者等」といいます。買付者等は、予め本プランに定められる以下の手続に従わなければならないものとします。

- (注5)かかる判定は、共同協調行為等認定基準（別紙2。ただし、独立委員会は、法令の改正または裁判例の動向等に照らして、合理的範囲内で当該基準を改定できるものとします。）に基づいて行うものとします。
- (注6)本文の(iii)所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします（かかる判断にあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。）。なお、当社取締役会は、本文の(ii)所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

## ② 意向表明書の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

- (i) 買付者等の概要
- (1) 氏名または名称および住所または所在地
  - (2) 代表者、取締役（またはそれに相当する役職。以下同じとします。）および監査役（またはそれに相当する役職。以下同じとします。）それぞれの氏名、役職およびその過去10年間の経歴
  - (3) 会社等の目的および事業の内容
  - (4) 直接・間接の大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）および究極的な実質支配株主（出資者）の概要
  - (5) 国内連絡先
  - (6) 設立準拠法
  - (7) 主要出資先の名称、本社所在地および事業内容ならびにそれら主要出資先に対する持株割合ないし出資割合
- (ii) 買付者等以外の特定株主グループの概要
- (1) 氏名または名称および住所または所在地
  - (2) 代表者、取締役（またはそれに相当する役職。以下同じとします。）および監査役（またはそれに相当する役職。以下同じとします。）それぞれの氏名、役職およびその過去10年間の経歴
  - (3) 会社等の目的および事業の内容
  - (4) 直接・間接の大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）および究極的な実質支配株主（出資者）の概要

- (ホ) 国内連絡先
  - (ハ) 設立準拠法
  - (ト) 主要出資先の名称、本社所在地および事業内容ならびにそれら主要出資先に対する持株割合ないし出資割合
  - (iii) 買付者等が現に保有する当社の株券等の数、および、意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株券等の取引状況
  - (iv) 買付者等が提案する大規模買付等の目的（大規模買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（注7）その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）
- （注7）金融商品取引法第27条の26第1項に規定される重要提案行為等をいいます。以下同じとします。
- (v) 買付者等が提案する大規模買付等の方法および内容（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株券等の種類・数、大規模買付等の対価の価額・種類、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付等の方法の適法性、大規模買付等の実行の蓋然性を含みます。）
  - (vi) 本プランに定める手続を遵守する旨の誓約

### ③ 「本必要情報」の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日（注8）（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、かかる情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

（注8）営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

また、上記の情報リストに従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、必要かつ十分な本必要情報が揃うまでは当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただき、原則として当社取締役会から買付者等に対して上記の情報リストが交付されてから60日以内（初日不算入）に本必要情報の提供を完了していただくこととします（以下「情報提供期間」といいます。）。もっとも、本必要情報の具体的な内容は大規模買付等の内容および規模によって異なることもありうるため、当社取締役会は、大規模買付等の内容および規模ならびに本必要情報の具体的な提供状況を考慮して、独立委員会の勧告に基づき、情報提供期間を最長30日間延長することができるものとします。買付者等から提出された本必要情報が十分か否か、当社取締役会が要求した本必要情報の内容・範囲が妥当か否か、および情報提供期間を延長するか否かについては、当社取締役会が独立委員会からの勧告に従い（ただし、勧告に従うことが、取締役の善管

注意義務に違反する場合があると判断する場合を除きます。) 決定いたします。なお、大規模買付等の内容および態様等にもかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

- (i) 特定株主グループの各構成員 (主要な株主または出資者 (直接であるかまたは間接であるかを問いません。以下同じとします。) 、重要な子会社・関連会社、共同保有者および特別関係者を含み、ファンドもしくはその出資に係る事業体 (日本法に基づいて設立されたものであるか外国法に基づいて設立されたものであるかを問わず、法形式の如何を問いません。以下「ファンド等」といいます。) の場合または買付者等が実質的に支配もしくは運用するファンド等が存在する場合はその主要な組合員、出資者その他の構成員および投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じとします。) の詳細 (沿革、具体的な名称、住所、設立準備法、資本構成、出資先、出資先に対する出資割合、事業内容、財務内容、投資方針の詳細、過去10年以内における投融資活動の詳細、外国為替及び外国貿易法 (以下「外為法」といいます。) 第26条第1項に規定される「外国投資家」への該当性の有無およびその根拠となる情報、ならびに役員の氏名、過去10年間の経歴および過去における法令違反行為の有無 (およびそれが存する場合にはその概要) 等を含みます。)
- (ii) 特定株主グループの各構成員の内部統制システム (グループ内部統制システムを含みます。) の具体的な内容および当該システムの実効性の有無ないし状況
- (iii) 大規模買付等の目的 (意向表明書において開示していただいた目的の詳細) 、方法および内容 (経営参画の意思の有無、取得を予定する当社の株券等の種類・数、大規模買付等の対価の価額・種類、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付等を行った後における株券等所有割合、大規模買付等の方法の適法性、大規模買付等および関連する取引の実行の蓋然性 (大規模買付等を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容) 、ならびに大規模買付等の完了後の当社株券等の保有方針ならびに当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由を含みます。なお、大規模買付等の適法性については弁護士による意見書を併せて提出していただきます。)
- (iv) 大規模買付等の対価の算定根拠およびその算定経緯 (算定の前提事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーおよびディシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称および当該第三者に関する情報、当該意見の概要ならびに当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)
- (v) 大規模買付等の資金の裏付け (資金の提供者 (実質的提供者 (直接であるか間接であるかを問いません。) を含みます。) の具体的な名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無および内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無および内容、ならびに関連する取引の具体的な内容を含みます。)
- (vi) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡 (当社に対する重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。) の有無ならびに意思連絡がある場合はその具体的な態様および内容ならびに当該第三者の概要
- (vii) 特定株主グループによる、当社株券等の保有状況、当社株券等または当社もしくは当社グループの事業に関連する資産を原資産とするデリバティブその他の金融派生商品の保有状況および契約状況、ならびに当社株券等の貸株、借株および空売り等の状況

- (viii) 特定株主グループが既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている当社株券等の数量等の当該担保契約等の具体的な内容
- (ix) 特定株主グループが大規模買付等後に保有することとなる当社の株券等（既に保有する当社の株券等を含みます。）に関し、担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている当社株券等の数量等の当該合意の具体的な内容
- (x) 大規模買付等の後ににおける当社および当社グループの経営方針、大規模買付等の後に派遣を予定している役員候補の経歴その他の詳細に関する情報（当社および当社グループの事業と同種の事業についての知識および経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策および配当政策等（大規模買付等の後ににおける当社および当社グループの資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）
- (xi) 大規模買付等の後ににおける当社および当社グループの役員、従業員、労働組合、取引先、顧客および地域社会その他の当社および当社グループに係る利害関係者の処遇等の方針
- (xii) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的な方策
- (xiii) 買付者等が濫用的買収者（下記(2)②に定義されます。）に該当しないことを誓約する旨の書面
- (xiv) 大規模買付等に関し適用される可能性のある外為法その他の国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府または第三者から取得すべき私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、外為法その他の法令等に基づく承認または許認可等の取得の可能性（なお、これらの事項については、関連する法域における資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
- (xv) 大規模買付等の後ににおける当社グループの経営に関する必要な国内外の法令等に基づく許認可の維持の可能性および国内外の法令等の規制遵守の可能性
- (xvi) 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）および関連が存在する場合にはその詳細

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要および本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提案が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

#### ④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)または(ii)の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

- (i) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全部を対象とする公開買付けの場合には60日間
- (ii) その他の大規模買付等の場合には90日間

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、

買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 取締役会評価期間の満了までの大規模買付等の禁止

買付者等は、上記取締役会評価期間が満了するまでの間、大規模買付等を行わないものとします。

(2) 大規模買付等がなされた場合の対応策

① 買付者等が本プランに定める手続を遵守しない場合

買付者等により、本プランに定める手続が遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等の対抗措置を発動する場合があります。当社取締役会は、買付者等が本プランに定める手続を遵守したか否か、対抗措置の発動の適否、発動する場合の対抗措置の内容について、外部専門家等の意見も参考にし、また、独立委員会の勧告に従い（ただし、勧告に従うことが、取締役の善管注意義務に違反する場合があると判断する場合を除きます。）決定します。

具体的な対抗措置については、新株予約権の無償割当てその他法令および当社定款で認められるもののうち、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。具体的な対抗措置として、新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は別紙3「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを実施する場合には、特定株主グループに属する者または特定株主グループに属する者になろうとする者（以下総称して「非適格者」といいます。）でないことを新株予約権の行使条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

② 買付者等が本プランに定める手続を遵守した場合

買付者等が本プランに定める手続を遵守した場合には、当社取締役会は、当該買付等の提案についての反対意見の表明や代替案を提示することにより株主の皆様を説得するに留め、大規模買付等に対する対抗措置は発動しません。この場合、買付者等の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付等の提案ならびに当社取締役会が提示する当該買付等の提案に対する意見および代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付等が別紙4「当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型」に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある場合（これらに該当する者を、本書において、総称して「濫用的買収者」といいます。）で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると当社取締役会において判断したときには、当社取締役会は、例外的に、新株予約権の無償割当てその他法令または当社定款で認められる措置をとり、大規模買付等に対抗するものとします。ただし、当社は、この場合において、買付者等が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定しておりません。

具体的な対抗措置については、新株予約権の無償割当てその他法令および当社定款で認められるもの

のうち、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。具体的対抗措置として、新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は、別紙3「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを実施する場合には、非適格者ではないことを新株予約権の行使条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

なお、対抗措置を発動する際の判断の客觀性および合理性を担保するため、当社取締役会は、買付者等の提供する本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、特定株主グループおよび大規模買付等の具体的な内容や、大規模買付等が株主の皆様の全体の利益に与える影響を検討し、独立委員会からの勧告に従い（ただし、勧告に従うことが、取締役の善管注意義務に違反する場合があると判断する場合を除きます。）判断します。

また、別紙4「当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型」に掲げる行為等のうち、いわゆる高裁四類型（別紙4の1.から4.）および強圧的二段階買収（別紙4の5.）の計5類型のいずれにも該当しない場合には、必ず株主総会決議を経るものとします。

#### （3）独立委員会の設置

本プランに定める手続が遵守されたか否か、また本プランに定める手続が遵守された場合でも、大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の合理性・公正性を担保するため、旧プランと同様に別紙5「独立委員会規則」に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役および社外監査役のいずれかに該当する者の中から選任します。独立委員会委員予定者である、社外取締役である正木靖子氏および吉川博巳氏ならびに社外取締役予定者である尾形浩一氏、ならびに社外監査役である上田隆司氏および後藤研了氏の略歴については別紙6をご参照ください。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー）、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができるものとします。

#### （4）株主意思確認手続

当社取締役会は、大規模買付等に対する対抗措置を発動するにあたり、株主の皆様のご意思を尊重する趣旨から、独立委員会の勧告を受けたうえで、大規模買付等に対し、対抗措置発動の可否またはその条件について株主の皆様に判断していただくこともできるものとします。また、上記(2)②のとおり、買付者等が本プランに定める手続を遵守した場合で、かつ、別紙4「当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型」に掲げる行為等のうち、いわゆる高裁四類型（別紙4の1.から4.）および強圧的二段階買収（別紙4の5.）の計5類型のいずれにも該当しない場合には、必ず株主総会決議を経るものとします。

株主の皆様の意思の確認は、会社法上の株主総会またはそれに類する手続（以下「株主意思確認手続」といいます。）による決議によるものとします。当社取締役会は、株主意思確認手続を開催する場合には、株主意思確認手続の決議の結果に従い、大規模買付等の提案に対し、対抗措置を発動または発動しないことといたします。

なお、当社取締役会は、株主意思確認手続において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日

(以下「本基準日」といいます。)を設定するにあたっては、本基準日の2週間前までには当社定款に定める方法によって公告するものとします。

株主意思確認手続において議決権を行使できる株主は、原則として、本基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主とします(注9)。また、株主意思確認手続による場合には、議決権を行使できる株主に対して、招集通知を株主意思確認手続の2週間前の日までに発送します。

当社取締役会は、株主意思確認手続にて株主の皆様が判断するための情報等に關し、重要な変更等が発生した場合には、株主意思確認手続の本基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、または株主意思確認手続の延期もしくは中止をすることができるものとします。

(注9) 株主意思確認手続においては、原則として普通決議により株主の皆様の意思を確認することとしますが、大規模買付等の目的、方法および内容ならびに買付者等と一般株主の間における利益相反の可能性を含む諸般の事情を総合的に勘案して、買付者等および独立委員会が当該議案との関係で買付者等と特別の利害関係を有すると認める者を、その承認可決要件の計算から除外して取り扱うことがあります。

#### (5) 対抗措置発動の手続

本プランにおいては、上記(2)①のとおり、買付者等が本プランに定める手続を遵守しなかった場合には、対抗措置を発動する場合があり、上記(2)②のとおり、買付者等が本プランに定める手続を遵守した場合には、原則として大規模買付等に対する対抗措置を発動しない、という形で対抗措置発動にかかる客観的な要件を設定しておりますが、上記(2)①記載の場合に対抗措置を発動する場合および上記(2)②記載の例外的対応をとる場合、当社取締役会は、当社取締役会の判断の合理性を担保するために独立委員会に諮詢することとします。

独立委員会は、別紙5「独立委員会規則」に定められた手続に従い、買付者等の買付内容につき評価、検討し、当社取締役会に対し、対抗措置を発動することができる状態にあるか否か、また、株主総会決議を経ることが相当か否かに関する勧告を行います。当社取締役会はその勧告に従い(ただし、勧告に従うことが、取締役の善管注意義務に違反する場合があると判断する場合を除きます。)、上記対抗措置の発動または不発動等に関する決議を速やかに行うものとします。当社取締役会は、かかる決議を行った場合、速やかに情報開示を行うものとします。

#### (6) 対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が上記(5)の手続に従い対抗措置の発動を決議した後、または、対抗措置の発動後においても、(i)買付者等が大規模買付等を中止した場合、または、(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となつた事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、または、勧告の有無もしくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止または発動の停止の決議を行うものとします。当社取締役会は、かかる決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

### 4. 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として継続いたします。その有効期間は、本定時株主総会終結の時から2029年1月頃に開催予定の第85期定時株主総会終結の時ま

での3年間となります。ただし、同定時株主総会において本プランを継続することがご承認された場合は、かかる有効期間はさらに3年間延長されるものとします。当社取締役会は、本プランを継続することがご承認された場合には、その旨を速やかにお知らせします。

本プランは、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、本プランに反しない範囲、または会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、速やかに、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

## 5. 本プランの合理性

### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005（平成17）年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

また、本プランは、2008（平成20）年6月30日に公表された経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

さらに、本プランは、2015年6月1日に公表（2021年6月11日最終改訂）された東京証券取引所「コード」における原則1－5および補充原則1－5①を充足しています。

### (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記2. (1)のとおり、当社株式に対する大規模買付等が行われた際に、当該大規模買付等が適切なものであるか否か、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

### (3) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認をいただくことを条件として継続いたします。本プランの有効期間は、上記4. のとおり、2029年1月頃に開催予定の当社第85期定時株主総会の終結の時までの3年間となります。2029年1月31日までに開催される定時株主総会で株主の皆様からその継続についてご承認をいただけない場合、本プランは自動的に廃止されることとなっております。また、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会または取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。

さらに、上記3. (4)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、株主意思確認手続を招集し、大規模買付等に対して対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただくこともできるものとしており、また一定の場合には必ず株主の皆様のご意思を確認させていただくも

のとしております。

以上のように、本プランは、株主の皆様の意思の尊重に最大限の配慮を行っております。

(4) 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社の取締役3名のうち、社外取締役は2名であり、社外取締役が過半数を占めています。また、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけた場合には、当社の取締役4名のうち、社外取締役が3名となることを予定しております。

さらに、当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために対抗措置の発動および本プランの廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

本プランの導入に際し、独立委員会は、社外取締役および社外監査役から構成いたします。

実際に当社に対して大規模買付等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等を判断し、当社取締役会はその判断に従い（ただし、勧告に従うことが、取締役の善管注意義務に違反する場合があると判断する場合を除きます。）決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については適時に株主の皆様に情報開示することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの運用が行われる仕組みが確保されております。

(5) 合理的な客観的要件を設定していること

本プランにおいては、上記3. (2)から(5)までに記載のとおり、大規模買付等に対する対抗措置は合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見を取得することができる

買付者等が出現すると、当社取締役会は、必要に応じて、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとされています。これにより、当社取締役会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記4. のとおり、本プランは、当社株主総会または取締役会の決議をもって廃止することができるものとされており、従って、本プランは、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）やスローハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間をする防衛策）ではありません。

なお、当社は取締役の任期を1年としております。

## 6. 株主および投資家の皆様へ与える影響

### (1) 本プランが株主および投資家に与える影響等

本プランは、上記2. (1)にて記載したとおり、大規模買付等がなされた場合に、大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するため、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために、必要な情報や時間を確保すること等を目的としています。これにより、株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付等に応じるべきか否かについて適切な判断をすることが可能となり、ひいては株主の皆様全体の利益を確保・向上させることにつながるものと考えております。

なお、上記の3. (2)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否かにより当該大規模買付等に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

### (2) 本プランの導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

### (3) 本プランに定める対抗措置の発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

買付者等が本プランに定める手続を遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、法令または当社定款により認められている対抗措置を発動することがありますが、当該対抗措置の仕組み上、非適格者以外の株主の皆様が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的な対抗措置を発動する事を決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。また、新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、非適格者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、非適格者以外の株主および投資者の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合には、当社取締役会決議において別途定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個を上限とした割合で、新株予約権が無償にて割り当てられます。

なお、当社取締役会が、新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記3. (6)に記載の手続等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、当社が買付者等に対して対抗措置を発動し、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

(4) 新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続

① 新株予約権の割当ての手続

当社取締役会が新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、当社取締役会において割当期日を定め、これを公告いたします。割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に新株予約権が無償にて割り当てられ、かかる株主の皆様は、新株予約権無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となりますので、申込みの手続等は不要です。

② 新株予約権行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、新株予約権の行使請求書（行使にかかる新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日等の必要事項、ならびに株主の皆様ご自身が非適格者ではないこと等についての表明保証条項、補償条項、その他誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。

新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、権利行使期間内でかつ当社による新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出したうえ、新株予約権1個当たり、金1円以上で当社取締役会において定める価額を払込み取扱場所に払い込んでいただきます。

③ 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合には、行使価額相当額の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様に新株を交付することができます。新株予約権の取得と引き換えに株式を株主の皆様に交付するときは、別途、ご自身が非適格者ではないこと等についての表明保証条項、補償条項その他誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

以上

## 別紙1

## 当社株主の状況（2025年10月31日現在）

- 【発行可能株式総数】 8,000万株  
 【発行済株式総数】 3,821万6,759株（自己株式1,225,365株を含む）  
 【議決権を有する株主数】 2,496名  
 【大株主の状況】

| 氏名または名称                                                                                     | 住所                                   | 所有株式数      | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|------------|------------------------|
| 寺浦興産株式会社                                                                                    | 兵庫県宝塚市栄町一丁目12-28                     | 10,379,300 | 28.05                  |
| CEPLUX- THE INDEPENDENT UCITS PLATFORM 2<br>(常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)                        | ルクセントブルク・ブルタング<br>(東京都新宿区新宿六丁目27-30) | 1,600,000  | 4.32                   |
| 公益財団法人寺浦獎学会                                                                                 | 兵庫県宝塚市栄町一丁目12-28                     | 1,554,000  | 4.20                   |
| 日本生命保険相互会社                                                                                  | 東京都千代田区丸の内一丁目6-6                     | 1,259,795  | 3.40                   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                                                                     | 東京都港区赤坂一丁目8-1                        | 1,155,800  | 3.12                   |
| 西川ゴム工業株式会社                                                                                  | 広島県広島市西区三篠町二丁目2-8                    | 1,034,700  | 2.79                   |
| 本田技研工業株式会社                                                                                  | 東京都港区虎ノ門二丁目2-3                       | 850,253    | 2.29                   |
| ビーエヌワイエムエスエーエヌブイ ビーエ<br>ヌワイエムアイエル ダブリューエス ゼノア<br>ジャパン エクイティ インカム フンド<br>(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行) | 英国・リーズ市<br>(東京都千代田区丸の内一丁目4-5)        | 838,500    | 2.26                   |
| 株式会社アルファ                                                                                    | 神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目6-8                   | 806,700    | 2.18                   |
| 株式会社三菱UFJ銀行                                                                                 | 東京都千代田区丸の内一丁目4-5                     | 739,699    | 1.99                   |

(注) 1.発行済株式総数に対する所有株式数の割合は自己株式（1,225,365株）を控除して計算しております。

2.当社は自己株式1,225千株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合3.20%）を保有しておりますが、上記大株主の状況から除外しております。

以上

共同協調行為等認定基準

- ※ 本基準は、本プランで定義される買付者等を含む「特定株主グループ」の認定に際して、「これらの者が実質的に支配しましたはこれらの者と共同ないし協調して行動する者」にあたるか否かを判定するための基準として用いるものであるが、「買付者等」の認定に際して、「当該特定株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配もししくはこれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かを判定するための基準としても用いることとする。
  - ※ 認定は、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。以下「認定対象者」という。）について、下記の各項目の要素に加え、買収者との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案したうえで、総合判断の方法により行われるべきものとする。
  - ※ 以下「買収者」には、「買収者」の親会社または子会社（買収者を含め、以下「買収者グループ」という。）、買収者グループの役員・主要株主を含むものとする。
1. 当社株券等を取得している時期が、買収者による当社株券等の取得または重要提案行為等の買収に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか
  2. 取得した当社株券等の数量が相当程度の数量に達しているか
  3. 当社株券等の取得を開始した時期が、買収者による当社株券等の取得の開始、当社に対する経営権の取得・重要提案行為等をすること等の意向の表明など、当該買収者による当社の買収に向けた行動が開始された時期に近接し、または本プランに係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、当該買収者の行動に関連するイベントと近接しているか
  4. 市場における当社株券等の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして当社株券等を取得しているなど、買収者による当社株券等の取得の時期および態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか。）の特徴との間に共通性がみられるか
  5. 買収者が株券等を取得している（または取得していた）他の上場会社の株券等を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が当該買収者のそれと重なり合っているか
  6. 上記5. の重なり合う期間において、当該他の上場会社（当該買収者とともに認定対象者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が当該買収者のそれに同調したものであったか。同調したものではあったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か
  7. 上記5. 記載の当該他の上場会社において、認定対象者および買収者（ならびに当該認定対象者以外の者で当該買収者と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員の選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の在任期間中に当該他の上場会社において企業価値または株主価値の毀損のおそれ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生またはそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特設開示注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続、大規模な希釈化を伴う株式または新株予約権の発行等）が生じているか。生じているとして企業価値または株主価値の毀損のおそれほどの程度か
  8. 買収者との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在しているまたは存在していたことがあるか
  9. 買収者との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ。）、ビ

ジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在しているまたは存在していたこと、ならびに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員であるまたはあったことがあるなどの人的関係が存在するか

10. 当社に対する株主権（共益権）の行使が買収者のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、この10. を唯一の根拠として「特定株主グループ」または「大規模買付等」と認定してはならないものとする。）
11. 当社の事業や経営方針に関する言動等が買収者のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、この11. を唯一の根拠として「特定株主グループ」または「大規模買付等」と認定してはならないものとする。）
12. その代理人やアドバイザーが、買収者のそれと同じ事務所、法人、団体に属しているもしくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同ないし連携して遂行したことがある、または親族関係その他の人的関係があるなど、当該買収者との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか（直接的なものであると間接的なものであるとを問わない。）
13. その他、買収者との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

以上

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件  
取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を割り当てる。
2. 本新株予約権の目的となる株式の種類および数  
本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、本新株予約権1個につき1株を上限として、当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する本新株予約権の総数  
本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当決議において当社取締役会が別途定める一定の日における当社の最終の発行済株式総数（ただし、当社が有する普通株式の数を除く。）を上限として、当社取締役会が別途定める数とする。
4. 本新株予約権の発行価額  
無償とする。
5. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日  
当社取締役会が別途定める日とする。
6. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価格  
各本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で取締役会が別途定める額とする。
7. 本新株予約権の譲渡制限  
本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
8. 本新株予約権の行使条件  
非適格者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める場合がある。  
適用ある外国の証券法その他の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者による新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行または所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続および条件がすべて履行または充足されていると当社が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、当社が上記手続および条件を履行または充足することで当該管轄地域に所在するものが新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行または充足する義務を負うものではない。

詳細については、本新株予約権の無償割当決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

## 9. 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、すべての本新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
- ② 当社は、非適格者以外のものが所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき1株以内で取締役会が予め定める数の当社普通株式を交付することができる旨の取得条項を付す場合がある。他方、非適格者が所有する本新株予約権については取得しないこととする場合、または非適格者が有する本新株予約権のすべてを取得し、これと引き換えに、取得にかかる本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使が原則として認められないとされているもの（以下「第2新株予約権（注10）」）という。）を対価として交付する旨の取得条項等を付す場合がある。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもののすべてを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき1株以内で当該当社取締役会が定める数の当社普通株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

（注10）ただし、一定の場合には、非適格者による第2新株予約権の行使が認められる旨の条件を付すことがある。具体的には、買付者等が、既に開始している大規模買付等を中止・撤回（大規模買付等が公開買付けの方法により実施されている場合には、公開買付けの撤回の公告（金融商品取引法第27条の11第2項本文）がなされることを要する。）したうえで、①大規模買付等を一定の期間実施しないこと、②一定の期間以内に株券等保有割合を一定の割合まで減少させること、③一定の期間、臨時株主総会招集請求権行使しないこと等を誓約する旨の書面を差し入れ、当該誓約書を遵守する場合には、かかる買付者等その他の非適格者は、その保有する第2新株予約権につき、一定の割合の範囲内に限り行使することができるなどが定められることなどがある。

- ③ 当社が、非適格者が所有する本新株予約権について取得することができるとする場合においても、非適格者が有する本新株予約権の取得の対価として金銭を交付することはできないものとする。

なお、詳細については、本新株予約権の無償割当決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

## 10. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権の無償割当決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。

## 11. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間、その他必要な事項については、取締役会が別途定めるものとする。

以上

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を特定株主グループまたはその関係者に移転する目的で当社の株券等の取得を行っていると判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を特定株主グループまたはその関係者の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っていると判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高価売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っていると判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株券等の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付等を行うことをいう。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6. 買付者等の提案する当社の株券等の買付等の条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的な内容（当該取得の時期および方法を含む。）、違法性の有無ならびに実現可能性等を含むがこれらに限られない。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を不当に害することで、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
8. 買付者等の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力またはテロ関連組織と関係する者が含まれている場合等、買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると合理的に判断される場合

以上

独立委員会規則

- 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を防止し、当社取締役会の判断および対応の客觀性および合理性を担保することを目的として、当社取締役会の諮問機関として設置される。
- 独立委員会の委員は、3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役または社外監査役の中から、当社取締役会が選任する。
- 独立委員会委員の任期は、本プランの終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
- 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告に従って（取締役の善管注意義務に違反する場合があると判断する場合を除く。）、新株予約権の無償割当て等の対抗措置の発動または不発動等に関する決議を行う。なお、独立委員会の各委員および各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - 本プランに係る対抗措置の発動または不発動
  - 本プランに係る対抗措置の中止および変更
  - 本プランの廃止または変更
  - その他本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問する事項
- 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
  - 買付者等および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
  - 大規模買付等の内容の精査・検討
  - 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
  - その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
  - 当社取締役会によって別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- 独立委員会は、意向表明書および提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、当社取締役会を通して、本必要情報を追加的に提出するよう求めることができる。また、独立委員会は、買付者等から意向表明書および当社取締役会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、取締役会に対しても、所定の期間内に、大規模買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
- 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。

8. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
9. 各独立委員会委員は、大規模買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
10. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以上

## 別紙6

独立委員会委員候補者の略歴

正木 靖子（まさき やすこ）

当社社外取締役

1955年4月8日生

〔略歴〕

1982年4月 弁護士登録（神戸弁護士会（現兵庫県弁護士会））（現任）

2004年4月 関西学院大学大学院司法研究科教授

2008年1月 当社社外取締役（現任）

2008年4月 兵庫県弁護士会会长

2011年4月 日本司法支援センター（法テラス）兵庫地方事務所所長

2013年4月 近畿弁護士会連合会理事長

2014年6月 生活協同組合コープこうべ員外監事（現任）

2018年3月 株式会社ノーリツ社外監査役

2018年4月 日本弁護士連合会副会長

2019年3月 株式会社ノーリツ社外取締役（監査等委員）

吉川 博巳（よしかわ ひろみ）

当社社外取締役

1953年5月13日生

〔略歴〕

1976年4月 大塚製薬株式会社入社

2001年7月 大塚製薬株式会社取締役

2007年7月 大塚製薬株式会社常務取締役

2009年4月 株式会社大塚製薬工場専務取締役

2017年3月 株式会社大塚製薬工場顧問

2017年9月 株式会社エムネス取締役

2018年11月 株式会社エムネス取締役COO

2021年1月 当社社外取締役（現任）

2021年2月 株式会社CureApp顧問

2021年5月 株式会社CureApp社外取締役（現任）

尾形 浩一 (おがた こういち)

当社社外取締役候補者

(当社第82期定時株主総会において取締役に選任されると就任いただく予定であります。)

1957年7月8日生

[略歴]

1981年4月 カネボウ食品株式会社 (現クラシエ株式会社) 入社

2005年12月 新田ゼラチン株式会社入社

2012年6月 新田ゼラチン株式会社取締役

2015年4月 新田ゼラチン株式会社代表取締役社長

上田 隆司 (うえだ たかし)

当社社外監査役

1958年6月5日生

[略歴]

1981年4月 大阪国税局採用

2018年7月 右京税務署長就任

2019年8月 税理士登録 (現任)

2022年1月 当社社外監査役 (現任)

後藤 研了 (ごとう けんりょう)

当社社外監査役

1958年2月18日生

[略歴]

1981年9月 監査法人朝日会計社 (現有限責任あづさ監査法人) 大阪事務所入所

1984年3月 公認会計士登録

2005年5月 同法人代表社員 (現パートナー)

2010年7月 同法人理事大阪事務所第3事業部長

2013年7月 同法人専務理事

2015年7月 同法人大阪事務所長

2020年7月 後藤研了公認会計士事務所 開設 (現任)

2021年4月 学校法人兵庫医科大学監事 (現任)

2021年6月 東和薬品株式会社社外取締役 (監査等委員) (現任)

2022年6月 西日本旅客鉄道株式会社社外取締役 (監査等委員) (現任)

2024年1月 当社社外監査役 (現任)

### (当社株主様による反対の意向表明)

当社は、当社株主である個人株主様（以下「本提案株主」といいます。）から、「買収防衛策廃止の件」を議題とする株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を受けておりましたが、その内容が当社の提案が可決されれば株主提案は否決されるという関係にあるため、本株主提案を本総会における単独の議案として取り扱わないこととし、以下、本株主提案の議題および提案の理由並びにこれに対する当社取締役会の意見を記載いたします。

以下の議題および提案の理由は、本提案株主から提出された株主提案書の該当箇所を原文のまま掲載しております。

#### 議題 買収防衛策廃止の件

##### ＜提案の理由＞

敵対的買収における最大の防衛策は株価の向上である。当社が行っていることは、長年にわたり株主に還元することなく貯めこまれた過剰資本を背景にPBR 1倍を大きく割り込む水準を放置し現在までの低迷した株価水準を容認し、なお買収防衛策を導入しているというのは貯めこまれた過剰資本を投資家に還元したくないが、買収のリスクには晒されたくないという取締役の保身と判断する。目の前の課題には一切向き合はず一方で買収防衛策のメリットのみを強調されるのは、取締役会による我田引水です。

下記に一般的な買収防衛策のデメリットを記載する。

- (1) 株主への不利益：買収防衛策の多くは、株式の発行数を操作したり、企業価値を意図的に下げたりするため、既存の株主の利益を損なう可能性があります。
- (2) 経営陣の保身への利用：買収防衛策が、経営陣の自己保身のために濫用される可能性があります。これは、株主の利益よりも経営陣の地位維持を優先する動きとみなされ、株主の信頼を損なう恐れがあります。投資家からの信頼を失い、新たな投資を呼び込みにくくなる可能性があります。
- (3) 買収防衛策の導入は、より良い条件で株式を売却する機会を少数株主から奪うことになる恐れもあるため、買収防衛策の継続は少数株主の利益に反します。

一般的に、コーポレート・ガバナンス・コード導入後は、これらのデメリットがあるため多くの企業は買収防衛策を廃止する傾向にあり、ハイレックスコーポレーションにおいても買収防衛策を導入すべきでありません。

## 当社取締役会の意見

本提案株主は、「当社株式の大規模買付等に関する対応方針（買収防衛策）」に対して、株主への不利益、経営陣の保身への利用、少数株主の利益に反することへの懸念から、廃止することを求めてています。

当社は、特定の者による当社株式の大規模な買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の拡大につながるものであればこれを否定するものではありません。しかしながら、大規模な買付行為の中には、当社の企業価値・株主共同の利益に反するものが幾つか存在しており、そのような大規模な買付行為に対する対応方針をあらかじめ定めたものとして本買収防衛策を導入しております。

買収防衛策につきましては、経済産業省より2023年8月31日に「企業買収における行動指針」が示されております。当社が2023年1月28日の株主総会において承認されて継続導入した買収防衛策は、その行動指針に則したものであり、株主共同の利益は充分に確保され、経営陣の保身のための方策とはなりえないものと当社は考えております。

買収への対応方針につき、社会・経済情勢の変化、法令改正等を踏まえ、その継続の是非を含め、そのあり方について慎重に検討した結果、2025年12月12日開催の取締役会において、一部変更をした上で、2026年1月24日開催の当社第82期定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に継続することを決定いたしました。

以上のことから当社取締役会としては、第3号議案についてご賛成をいただきたいと考えております。

## <株主提案議案（第4号議案から第7号議案まで）>

第4号議案から第7号議案までは、株主様2名からのご提案によるものであります。

各議案の提案内容（議案の要領）及び提案の理由は、形式的な修正を除き、文章表現及び事実認識を含め、本提案株主様から提出された原文のまま記載しております。但し、第4号議案と第5号議案につきましては、その内容に鑑み、提案株主様による決議事項では（社外）取締役1名解任の件と（社外）監査役1名解任の件が一体となっているものを、本定時株主総会において「（社外）取締役正木靖子解任の件」と「（社外）監査役上田隆司解任の件」の2つの決議事項として分けて取り扱っており、そのために必要な調整を行っております。

**第4号議案** (社外) 取締役正木靖子解任の件

**第5号議案** (社外) 監査役上田隆司解任の件

### 1. 第4号議案及び第5号議案に係る提案する議題の内容

第4号議案 社外取締役正木靖子解任の件

第5号議案 社外監査役上田隆司解任の件

### 2. 第4号議案及び第5号議案に係る提案の理由

2015年に公表した「コーポレートガバナンスに関する基本方針ベスト・プラクティクス・モデル」で、独立役員としてあるべき再任要件は8年を超える場合は要件を満たさないとされる中で正木靖子氏の在任期間は17年にもなる。さらにハイレックス創業者の妻が設立した寺浦さよ子記念奨学会の監事を兼任している。

また独立社外監査役の上田隆司氏も寺浦奨学会の監事を兼任しており上場企業の社外取締役と社外監査役の2名が創業家の関連財団を兼務しているという体制において当社の社外取締役、社外監査役に求められる客観的な助言、透明性の確保、少数株主や社会全体の意見を反映させるための役割が果たされるとは思えないため2名の解任を提案する。

## 当社取締役会の意見

### 本両議案に反対いたします。

当社は、2022年1月29日以降、取締役4名または3名のうち、1名を除く全員が社外取締役の構成で運営しております。当社の社外取締役比率は過半ですが、これは社外取締役による客観的かつ独立した視点が、経営の透明性と監視機能の強化を担保し、当社の持続的成長に資するという判断に基づくものです。

監査役においても、3名のうち2名が社外監査役であり、監査役会において客観的で独立した視点が確保されております。

当社の社外取締役および社外監査役は、それぞれが豊富な経験と高い見識を有しており、取締役会や監査役会において、各々の専門的観点（弁護士、税理士等）から、忌憚のない意見や指摘を経営陣に対して積極的に述べています。当社の取締役会および監査役会は、形骸化することなく、実質的な議論の場として有効に機能しております。

本両議案は、社外取締役1名に関してその在任期間の長さを理由に、また社外取締役1名及び社外監査役1名に関しては創業家の一族が設立した財団の監事を務めていることを理由に、それぞれ解任を求めるものです。当社としては、在任期間にかかわらず経営陣とのなれ合いではなく経営陣に対して言うべきことは言う態度で臨んでいること、財団の監事は無報酬であること、当社の取締役会および監査役会での議論は活発であり独立性は充分に保たれていることから、現任の社外取締役1名の選任と社外監査役1名の留任は当社の企業価値向上および株主共同の利益に資するものであると考えております。

以上のことから当社取締役会としては、本両議案に反対いたします。

## 第6号議案 剰余金処分の件

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 普通株式1株当たりの配当金額（「1株配当」という。）として247円から、第82回定時 株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく1株配当を控除した金額を配当する。2025年10月期の1株当たり純資産の5%に相当する金額が247円と異なる場合は、冒頭の247円を、2025年10月期の1株当たり純資産の5%に相当する金額に読み替える。（1円単位未満は切り捨てとする）なお、配当総額は、当社の第82回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた数となる。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 当社の第82回定時株主総会の開催日の翌日  
なお、本議案は第82回定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立して追加で提案するものである。

### ＜提案の理由＞

本議案は、通期の1株配当を1株当たり純資産5%（DOE 5%）相当であり年間94億の支払いを提案するものです。当社は東証が推進する資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応の重要な指標となるPBRとROEに関する過去の推移は下記に記載する。

|       | <PBR> | <ROE> |
|-------|-------|-------|
| 2019年 | 0.39倍 | 2.1%  |
| 2020年 | 0.27倍 | △2.2% |
| 2021年 | 0.41倍 | 3.0%  |
| 2022年 | 0.23倍 | △4.2% |
| 2023年 | 0.28倍 | △1.7% |
| 2024年 | 0.34倍 | 1.1%  |

過去の推移から当社はPBR 1倍を大きく割り込む水準が続いているにも関わらず自社株買いや株主に対する適切な配当を行わなかった結果、過剰資本を招き長年においてPBR、ROEの低下を認容している。当社は2025年10月末時点において時価総額1096億円に対して2025年7月末時点における現金及び預金487億円、投資有価証券497億円と時価総額に匹敵する金融資産を保有している。

また銀行借入金は100億円以下であり2025年7月末時点における自己資本比率は69.8%もあり財務余力は堅牢である。このような歪なバランスシートの状況下においてはDOE 5%の支払いは決して過大ではない水準であるためDOE 5%の導入を提案する。当社は上場企業に最低限求められる水準であるROE 8%を著しく下回るROEが続いているPBRに関しては10年間一度も1倍を超えることもなく推移している。

上場企業として求められる投資家の期待は会社が持つ資産に対して期待を上回るリターンを出すことであり東証の求める資本コストの観点からも長年の当社のPBR、ROEの推移、消極的な株主還元、有利負債の適切な活用をしない当社の姿勢は投資家の期待を裏切り続けている。

## 当社取締役会の意見

### 本議案に反対いたします。

本議案は、当社の株価純資産倍率（PBR）が1倍を下回る水準が続いている中で、当社が自社株買いや配当による株主還元策を十分に行わなかったこと、金融資産の保有水準が時価総額に匹敵する規模に達していることを指摘した上で、資本コストの改善も企図して、1株当たり純資産の5%に相当する配当を求めていきます。

当社としましても、株価純資産倍率（PBR）が1倍を超えることは、上場企業として目指すべき重要な基準であると認識しており、株価向上のための株主還元に取り組んでおります。2025年度中には約15億円の自己株式取得を実施いたしました。2025年7月4日に公表しました「「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」について（更新）」（以下「資本コストや株価を意識した経営」といいます。）においても、2026年10月期までに約30億円の自己株式を取得することを謳っており、2026年度においても自己株式の取得を着実に実施してまいります。

さらに、2025年度中には資産の有効活用を目的として政策保有株式の売却を約76億円実施いたしました。「資本コストや株価を意識した経営」において、2026年10月期中に連結純資産比で政策保有株式の保有高を10%以下とすることを公表しており、引き続き政策保有株式の縮減を進めてまいります。

また、成長投資として2025年5月に株式会社ハイレックスアクト（旧社名「三井金属アクト株式会社」）の株式取得を公表し、同年11月に株式取得を完了いたしました。一方で、北米での1工場の閉鎖、欧州でのスペイン子会社の清算の決定等、事業構造改革にも取り組んでおります。内部留保は、成長投資、事業構造改革、株主還元のバランスを取りながら今後とも活用してまいります。

当社としては、企業価値向上のためには、将来の事業戦略の実現のための資金を確保しながら、株主の皆様へ長期安定的に配当することが、株主共同の利益につながるものと考えております。

以上のことから、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

## 第7号議案 剰余金処分の件

以下の議案において記載する会社数値は全て連結計算書類に基づいている。

### 1. 提案する議案：剰余金処分の件

#### (1) 議案の要領：

年間の配当金総額が純資産の 5 %に相当する金額となるよう、以下の通り剰余金を処分する。

本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分に関する議案を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものである。

#### ア 配当財産の種類

金銭

#### イ 1株当たり配当額

金 208 円から、本定時株主総会に当社取締役会が提案し本定時株主総会において承認された当社普通株式 1 株当たりの剰余金配当額を控除した金額

第82期における期首 1 株当たり純資産と期末 1 株当たり純資産の合計を 2 で除した金額に 0.05 を乗じ、小数点以下を切り捨てた金額から 23 円を差し引いた金額（以下、「純資産配当率 5 %相当額」という。）が 208 円と異なる場合は冒頭の 208 円を純資産配当率 5 %相当額に読み替える。

#### ウ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき上記イの 1 株当たり配当額（配当金総額は、1 株当たり配当額に 2025 年 10 月 31 日現在の当社発行済普通株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

#### エ 剰余金の配当が効力を生ずる日

本定時株主総会の日

#### オ 配当金支払開始日

本定時株主総会の日の翌営業日から起算して、3 週間後の日

#### (2) 提案の理由：

当社は 2025 年 10 月期より、従来の「市場シェア重視」から「収益性重視」への明確な経営方針の転換を図り、寺浦太郎代表取締役社長主導のもとで抜本的な構造改革と成長分野への戦略的な投資が進められています。具体的には、需要に対して過大であった生産規模の適正化や、製品価格の是正に向けた顧客との交渉がトップダウンで開始されています。実際、2024 年 10 月期に収益性を押し下げた北米地域では、米国・メキシコ間のリソース再配置やコスト構造の見直しなどによって収益性が回復し、既に改革の成果が表れつつあります。こうした一連の取り組みにより、収益性重視の考え方方が現場レベルで浸透し、寺浦太郎代表取締役社長を中心とした経営陣の強いリーダーシップの下で改革が進展しています。事業体质の改善に取り組む姿勢は素晴らしい、今後の収益性改善が大いに期待されます。

一方、取締役会が課題とする ROE の向上には収益性のみならず規律ある資本政策も重要です。2025 年 10 月 31 日時点の当社時価総額が 1,074 億円であるのに対し、同年 7 月 31 日時点での金融資産は 1,043 億円に達しています。ROE 向上に向け、純資産配当率（DOE）5 % の配当方針の導入が適当であると考えます。

## 当社取締役会の意見

### 本議案に反対いたします。

本議案の提案株主は、当社に対する提言とトップレベルでのエンゲージメント（対話）を1年間繰り返す中で、当社の「市場シェア重視」から「収益性重視」への経営方針の転換、その具体的な施策としての過大であった生産規模の適正化、製品価格の是正に向けた顧客との交渉等の取り組みについて、深い理解を示されております。また、提案株主は当社の今後の収益性改善について大いなる期待を表明されており、当社としてその期待に違わぬよう、事業体質をより一層改善して収益性の向上に邁進する所存であります。

一方で本議案は、当社の2025年10月31日時点の当社の時価総額が1,074億円であるのに対し、同年7月31日時点での金融資産が1,043億円である点を指摘し、ROE向上のため規律ある資本政策の重要性を説き、純資産配当率（DOE）5%の配当方針の導入と、相当額の期末配当を求めております。

規律ある資本政策、金融資産の有効活用については、当社としても重要な経営課題であると認識しております。金融資産の政策保有株式については縮減を開始し、2024年度において48億円、2025年度においては76億円の売却を実行しております。2026年度においてはさらに縮減を進めて、政策保有株式の期末残高を連結純資産の10%以下にいたします。

2025年11月4日の株式会社ハイレックスアクト（旧社名「三井金属アクト株式会社」）の株式取得において対価として133億円を支払うとともに、同社グループの負債を引き受けたこととなりました。当社において資本政策の重要性がより一層増し、資金の配分（キャッシュアロケーション）について検討を深めているところです。

当社の保有する資金につきましては、株主の皆様へ長期安定的に配当することを基本としながら、将来の事業戦略の実現に備えた金額を確保し、生産キャパシティの最適化、工場生産の自動化・DX化の加速、市場ニーズに応える新製品の開発、M&Aを含む成長投資、それら施策を推進する人財への投資等に充当する方針です。当社は株主の皆様への還元と将来への投資のバランスを勘案して企業価値の向上に努める所存であります。

以上のことから当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

以上

# 事業報告 (2024年11月1日から 2025年10月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国の関税政策に伴う景気の下押し懸念等があり不透明な状況が続くものの、底堅く推移しております。米国では、通商政策や金利動向による不確実性は残りながらも、景気は堅調に推移しております。日本では、雇用・所得環境の改善が進む中で景気の回復傾向が緩やかに続いています。中国では、景気対策による効果があるものの経済活動は停滞がみられます。

自動車業界におきましては、日本国内の自動車生産台数は前年同期比1.6%減の822万台、米国の自動車生産台数は前年同期比4.2%減の1,039万台、中国の自動車生産台数は前年同期比11.7%増の3,410万台となりました。

当社グループの連結会計年度の売上高は、主に北米・欧州における主要顧客の減産により、売上高は3,041億2千3百万円（前年同期比42億5千9百万円減、1.4%減）となりました。

営業利益は、主に北米、中国、アジアで拠点の閉鎖、縮小を含むグローバルでの生産体制の適正化をしたこと、また北米子会社で前期に発生した一過性の生産設備のトラブルが解消したこと等の影響により、33億9千1百万円（前年同期比30億2千6百万円増、828.9%増）となりました。

経常利益は、主に受取配当金13億3百万円、為替差益9億8千3百万円、受取利息7億4千2百万円を収益に計上したこと等により72億7千2百万円（前年同期比45億4千4百万円増、166.6%増）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、政策保有株式の売却により投資有価証券売却益74億1千6百万円、製品保証引当金戻入額11億3千万円を特別利益に計上した一方で、スペイン子会社および韓国子会社における退職特別加算金14億4千9百万円、減損損失12億4千1百万円、製品保証引当金繰入額8億4千万円を特別損失として計上した等の影響により、84億1千9百万円（前年同期比64億4千6百万円増、326.7%増）となりました。

### 部門別の事業の概況

当社グループは、主として二・四輪用、産業機器用、医療機器用、住宅機器用、船舶用等の遠隔操作のコントロールケーブル、四輪用ウインドレギュレータ、ドアモジュール、ドアラッチ及びパワーリフトゲートとそれらの付属品の製造並びに販売を行っております。

当社グループの部門別の売上高は次のとおりであります。

| 区分         | 分 | 第 81 期     | 第 82 期     | 前年同期比  |
|------------|---|------------|------------|--------|
| コントロールケーブル |   | 77,152百万円  | 68,572百万円  | 88.9%  |
| ウインドレギュレータ |   | 86,878百万円  | 92,717百万円  | 106.7% |
| ドアモジュール    |   | 80,438百万円  | 75,809百万円  | 94.2%  |
| ドアラッチ      |   | 26,312百万円  | 27,776百万円  | 105.6% |
| パワーリフトゲート  |   | 22,558百万円  | 24,324百万円  | 107.8% |
| その他の       |   | 15,041百万円  | 14,922百万円  | 99.2%  |
| 計          |   | 308,382百万円 | 304,123百万円 | 98.6%  |

### ② 設備投資及び資金調達の状況

設備投資は、日本国内の設備更新、中国・韓国・北米子会社の新規受注品設備投資を中心に、総額99億6千9百万円を実施いたしました。

また、新株式発行及び社債発行による資金調達は行っておりません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

## ① 企業集団の財産及び損益の推移

| 区分                                  | 第79期<br>2022年10月期 | 第80期<br>2023年10月期 | 第81期<br>2024年10月期 | 第82期<br>(当連結会計年度)<br>2025年10月期 |
|-------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------|
| 売上高                                 | 255,616百万円        | 298,623百万円        | 308,382百万円        | 304,123百万円                     |
| 経常利益又は経常損失(△)                       | △2,474百万円         | 5,327百万円          | 2,727百万円          | 7,272百万円                       |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) | △7,120百万円         | △2,991百万円         | 1,973百万円          | 8,419百万円                       |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)           | △189円85銭          | △79円75銭           | 52円60銭            | 224円87銭                        |
| 総資産                                 | 270,314百万円        | 280,994百万円        | 270,260百万円        | 276,997百万円                     |
| 純資産                                 | 188,778百万円        | 191,179百万円        | 184,587百万円        | 191,692百万円                     |
| 1株当たり純資産額                           | 4,593円39銭         | 4,675円33銭         | 4,503円79銭         | 4,737円56銭                      |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

## ② 当社の財産及び損益の推移

| 区分                        | 第79期<br>2022年10月期 | 第80期<br>2023年10月期 | 第81期<br>2024年10月期 | 第82期(当期)<br>2025年10月期 |
|---------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------------|
| 売上高                       | 49,082百万円         | 54,603百万円         | 53,863百万円         | 57,379百万円             |
| 経常利益                      | 3,004百万円          | 2,247百万円          | 4,614百万円          | 2,667百万円              |
| 当期純利益又は当期純損失(△)           | △3,065百万円         | 272百万円            | 5,027百万円          | 1,685百万円              |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) | △81円73銭           | 7円26銭             | 134円02銭           | 45円01銭                |
| 総資産                       | 110,718百万円        | 116,104百万円        | 115,950百万円        | 117,067百万円            |
| 純資産                       | 89,578百万円         | 92,267百万円         | 93,006百万円         | 90,751百万円             |
| 1株当たり純資産額                 | 2,386円94銭         | 2,458円61銭         | 2,478円27銭         | 2,454円52銭             |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

| 会 社 名                                               | 所 在 地                   | 資 本 金               | 当社の<br>議決権比率       | 主要な事業内容                                |
|-----------------------------------------------------|-------------------------|---------------------|--------------------|----------------------------------------|
| 韓国TSK株式会社                                           | 大韓民国慶尚南道昌原市             | 6,077百万ウォン          | 100.0%             | コントロールケーブル                             |
| 株式会社ハイレックス埼玉                                        | 埼玉県本庄市                  | 291百万円              | 100.0%             | コントロールケーブル及び<br>ウインド・レギュレータ他           |
| 株式会社ハイレックス島根                                        | 島根県浜田市                  | 450百万円              | 100.0%             | //                                     |
| 株式会社ハイレックス関東                                        | 千葉県茂原市                  | 96百万円               | 100.0%             | コントロールケーブル                             |
| TSK of AMERICA INC.                                 | 米国ミシガン州ローチエ<br>スター・ヒルズ市 | 19百万米ドル             | 100.0%             | 持株会社                                   |
| HI-LEX AMERICA INC.                                 | 米国ミシガン州ローチエ<br>スター・ヒルズ市 | 7百万米ドル              | 100.0%<br>(100.0%) | コントロールケーブル                             |
| HI-LEX CONTROLS INC.                                | 米国ミシガン州ローチエ<br>スター・ヒルズ市 | 3百万米ドル              | 100.0%<br>(100.0%) | ウインド・レギュレータ他                           |
| HI-LEX<br>MEXICANA,S.A.DE C.V.                      | メキシコケレタロ州ケ<br>レタロ市      | 42百万米ドル             | 100.0%<br>(86.6%)  | コントロールケーブル及び<br>ウインド・レギュレータ他           |
| HI-LEX INDIA<br>PRIVATE LTD.                        | インドハルヤナ州グル<br>グラム       | 3,735百万<br>イントルピード  | 100.0%             | //                                     |
| HI-LEX VIETNAM CO.,LTD.                             | ベトナムハイフォン市              | 211,091百万<br>ベトナムドン | 93.7%              | コントロールケーブル                             |
| 但馬ティエスケイ株式会社                                        | 兵庫県豊岡市                  | 56百万円               | 100.0%             | //                                     |
| PT. HI-LEX INDONESIA                                | インドネシアバンテン<br>州タンゲラン市   | 24,439百万<br>イントルピア  | 100.0%             | コントロールケーブル、ウイン<br>ド・レギュレータ及びド・ア<br>ラッチ |
| PT. HI-LEX PARTS<br>INDONESIA                       | インドネシアバンテン<br>州タンゲラン市   | 5,118百万<br>イントルピア   | 100.0%<br>(39.3%)  | コントロールケーブル他                            |
| 重慶海徳世拉索系統集團有限公司                                     | 中華人民共和国重慶市              | 204百万元              | 63.0%              | コントロールケーブル及び<br>ウインド・レギュレータ他           |
| 広州利時徳控制拉索有限公司                                       | 中華人民共和国廣東省<br>広州市       | 28百万元               | 100.0%<br>(100.0%) | コントロールケーブル                             |
| 重慶海徳世控制拉索系統有限公司                                     | 中華人民共和国重慶市              | 17百万元               | 100.0%<br>(100.0%) | //                                     |
| 烟台利時德拉索系統有限公司                                       | 中華人民共和国山東省<br>烟台市       | 40百万元               | 100.0%             | //                                     |
| 大同ハイレックス株式会社                                        | 大韓民国仁川広域市               | 28,010百万ウォン         | 71.8%              | ト・アモジ・ユール及びウイン<br>ド・レギュレータ他            |
| HI-LEX HUNGARY<br>CABLE SYSTEM<br>MANUFACTURING LLC | ハンガリーレーチャー<br>グ市        | 2,387千ユーロ           | 100.0%             | コントロールケーブル及び<br>ウインド・レギュレータ他           |
| 江蘇大同海徳世車門系統有限公司                                     | 中華人民共和国江蘇省<br>鹽城市       | 65百万元               | 100.0%<br>(100.0%) | ウインド・レギュレータ他                           |
| 広東海徳世拉索系統有限公司                                       | 中華人民共和国廣東省<br>広州市增城区    | 105百万元              | 100.0%<br>(70.0%)  | コントロールケーブル及び<br>ウインド・レギュレータ他           |

| 会社名                                       | 所在地                          | 資本金                   | 当社の議決権比率           | 主要な事業内容                      |
|-------------------------------------------|------------------------------|-----------------------|--------------------|------------------------------|
| 長春海徳世汽車拉索有限公司                             | 中華人民共和国吉林省<br>長春市            | 45百万元                 | 100.0%<br>(100.0%) | コントロールケーブル及び<br>ウインド・レギュレータ他 |
| DAEDONG HI-LEX<br>OF AMERICA INC.         | 米国アラバマ州チャン<br>バース郡カセッタ市      | 8百万米ドル                | 100.0%<br>(100.0%) | ドアモジュール                      |
| 株式会社サンメディカル技術研究所                          | 長野県諏訪市                       | 90百万円                 | 81.7%              | 医療用機器                        |
| HI-LEX EUROPE GMBH                        | ドイツ連邦共和国バイエル<br>ン州シュヴайнフルト市 | 25千ユ-ロ                | 100.0%             | コントロールケーブル及び<br>ウインド・レギュレータ他 |
| 大同ドア株式会社                                  | 大韓民国仁川広域市                    | 47,829百万ウォン           | 97.4%<br>(73.9%)   | ドアラッチ他                       |
| 江蘇大同多沃汽車配件有限公司                            | 中華人民共和国江蘇省<br>張家港市           | 19百万元                 | 100.0%<br>(100.0%) | //                           |
| PT. HI-LEX CIREBON                        | インドネシア西ジャワ<br>州チルボン市         | 34,833百万<br>インドネシアルピア | 100.0%<br>(50.0%)  | コントロールケーブル                   |
| 杭州海徳世拉索系統有限公司                             | 中華人民共和国杭州市                   | 120百万元                | 90.0%<br>(90.0%)   | コントロールケーブル及び<br>ウインド・レギュレータ他 |
| HI-LEX AUTO PARTS<br>SPAIN, S.L.          | スペインカタルーニャ<br>州バルセロナ         | 3千ユ-ロ                 | 100.0%<br>(100.0%) | //                           |
| HI-LEX ITALY S.P.A.                       | イタリアキアーバリ                    | 10,670千ユ-ロ            | 100.0%<br>(20.1%)  | ウインド・レギュレータ及び<br>ドアモジュール他    |
| HI-LEX CZECH, S.R.O.                      | チェコモスト郡                      | 8,361千ユ-ロ             | 100.0%<br>(50.0%)  | ドアモジュール他                     |
| 株式会社ハイレックス宮城                              | 宮城県栗原市                       | 499百万円                | 100.0%             | コントロールケーブル及びウ<br>インド・レギュレータ他 |
| HI-LEX DO BRASIL LTDA.                    | ブラジルサンパウロ州                   | 60,266千レアル            | 100.0%<br>(100.0%) | //                           |
| HI-LEX SERBIA D.O.O.                      | セルビアスレム郡スレ<br>ムスカミドロビツア市     | 167百万<br>セルビアドナリル     | 100.0%<br>(100.0%) | ウインド・レギュレータ                  |
| 海徳世汽車部件(瀋陽)有限公司                           | 中華人民共和国遼寧省<br>瀋陽市            | 1百万元                  | 100.0%<br>(100.0%) | ドアモジュール他                     |
| HI-LEX DOOR INDIA<br>PRIVATE LIMITED.     | インドタミル・ナード<br>ウ州カーンチープラム     | 69百万<br>インドルピー-       | 79.5%<br>(79.5%)   | ドアラッチ他                       |
| 株式会社ハイレックスメディカル                           | 東京都墨田区                       | 100百万円                | 100.0%             | 医療用機器                        |
| 天津海徳世拉索系統有限公司                             | 中華人民共和国天津市                   | 50百万元                 | 100.0%<br>(100.0%) | コントロールケーブル及びウ<br>インド・レギュレータ他 |
| DAEDONG DOOR MEXICO S.<br>DE R.L. DE C.V. | メキシコヌエボ・レオ<br>ン州モンテレー        | 5百万米ドル                | 79.5%<br>(79.5%)   | ドアラッチ他                       |

- (注) 1. 当社の議決権比率の欄の( )内は、間接所有で内数を記載しております。
2. 上記記載の子会社を含め、当社の連結子会社は41社、持分法適用関連会社は2社であります。
3. 当連結会計年度において、従来連結子会社であった出石ケーブル株式会社は清算結了したため、連結範囲から除外しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経済環境は、米国の通商政策の動向をはじめ、為替変動、中国経済の先行き等、引き続き不確実で不透明な状況です。

自動車業界におきましては、EV化の進展が一時的に鈍化しているものの、自動車の電動化は着実に進んでおり、当社の主力製品であるコントロールケーブルの需要が頭打ちとなっています。コントロールケーブルが当社の連結売上高に占める割合が4分の1程度になる一方で、ウインドレギュレータ、ドアモジュール等、ドア周り部品の割合が3分の2近くにまで増加する等、製品構成に大きな変化が生じております。

このような経営環境の変化に対処すべく、自動車用ドアクロージャーシステム製品、モジュール製品で世界のトップサプライヤーとなることを目指して、ドアラッチ、パワースライドドアをはじめ独自の技術力とブランドを有するハイレックスアクト（旧社名「三井金属アクト」）を2025年11月4日にグループに迎え、以下の4つの重点課題に取り組んでまいります。

[I] 新たな「付加価値」の創出

当社が新領域で世界のトップサプライヤーになるには、お客様の期待を超える新製品の開発が不可欠です。新たな付加価値創出を目的として、ハイレックスグループとハイレックスアクトがこれまで各自培ってきた技術力を融合、創発させるための組織横断型のチームを編成し、中短期の取り組みの指針、長期的なビジョンの形成に取り組んでおります。

[II] 挑戦の原資である「利益」の追求

ハイレックスアクトがグループに加わることによるシナジーを徹底的に追求し、収益力を向上させます。特に、両社がもつ生産設備を有効活用した部品の内製化、共同購買による調達コストの削減、両社が個別に構築してきた物流ネットワークの最適統合について、重点的に取り組んでまいります。加えて、厳しい競争にさらされている成熟製品（コントロールケーブル、ウインドレギュレータ等）の利益率向上のため、設備の自動化、工場のデジタルトランスフォーメーション（以下DX）化による原価低減活動にも力を入れ、元気な100年企業へ挑戦を続けるための利益（原資）を創出します。

### [Ⅲ] 「提案力」のレベル向上

当社グループは“*To be the First-Call Company*”をミッションステートメントとし、お客様の困りごとの一番の相談相手となり、いち早く解決の提案をする会社を目指しております。提案力の底上げを図るべく、お客様の経営戦略、開発動向を深く把握して、お客様から声をかけていただく前に提案の準備を進めていく「フロントローディング」に注力してまいります。

### [Ⅳ] 「人財」への投資促進

ハイレックスアクトとの協働プロジェクトを通じて社員が切磋琢磨し、成長できる運営体制を構築しています。特に、若手社員や女性社員を積極的にリーダーとして起用し、多様性と挑戦意欲を重視した人財育成を推進しています。

さらにDXを推進し、工場の自動化や業務プロセスの高度なデジタル化を進めることで、社員がより付加価値の高い業務に集中できる環境を整備します。加えて、AI等の先端技術の活用にも取り組み、業務効率化のみならず、社員一人ひとりの提案力や意思決定力の向上を後押しします。

また、グローバルな人的資本の強化にも積極的に取り組み、世界の多様な人財が提案力を発揮できる体制づくりを進めてまいります。これらの取り組みを通じて、収益力向上の施策を企画・実行できる人財への投資を促進し、持続的な成長と企業価値向上を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容

| 事業内容          | 主要製品                                                          |
|---------------|---------------------------------------------------------------|
| コントロールケーブル事業  | パーキングケーブル、トランスマッショニングケーブル、各種オーブナー/リースケーブル                     |
| ウインドレギュレータ他事業 | ウインドレギュレータ、ドアモジュール、ドアラッチ、医療用機器、パワーリフトゲートシステム、電動アクチュエータ等システム製品 |

(6) 主要な拠点等

① 当社

|      |                                                                            |
|------|----------------------------------------------------------------------------|
| 営業拠点 | 本社営業課（兵庫県宝塚市）、宇都宮営業所（栃木県宇都宮市）、名古屋営業所（愛知県豊田市）、浜松営業所（静岡県浜松市）、広島営業所（広島県安芸郡坂町） |
| 生産拠点 | 医療機器事業部（兵庫県宝塚市）、三田工場（兵庫県三田市）、三田西工場（兵庫県三田市）、柏原工場（兵庫県丹波市）、三ヶ日工場（静岡県浜松市）      |

② 子会社

主要な子会社及びその所在地については「(3) 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(7) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

|     | 従業員数<br>(名) | 前連結会計年度末比増減<br>(名) |
|-----|-------------|--------------------|
| 国 内 | 1,470       | 79(減)              |
| 海 外 | 10,601      | 58(増)              |
| 合 計 | 12,071      | 21(減)              |

(注) 従業員数には、出向者は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数(名) | 前事業年度末比増減(名) | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------|--------------|-------|--------|
| 904     | 62(減)        | 44.1歳 | 17.9年  |

(注) 従業員数には、出向者は含んでおりません。

(8) 主要な借入先

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

## 2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 38,216,759株 (自己株式1,225,365株を含む)  
 (3) 株主数 3,235名  
 (4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                                                          | 持 株 数  | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------------------------|--------|---------|
|                                                                | 千株     | %       |
| 寺 浦 興 産 株 式 会 社                                                | 10,379 | 28.05   |
| CEPLUX-THE INDEPENDENT UCITS<br>P L A T F O R M 2              | 1,600  | 4.32    |
| 公 益 財 団 法 人 寺 浦 奨 学 会                                          | 1,554  | 4.20    |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社                                            | 1,259  | 3.40    |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )                  | 1,155  | 3.12    |
| 西 川 ゴ ム 工 業 株 式 会 社                                            | 1,034  | 2.79    |
| 本 田 技 研 工 業 株 式 会 社                                            | 850    | 2.29    |
| ビーエヌワイエムエスエーエヌブイ ビーエヌワイエムアイエル ダブリューエス ゼノア ジヤパン エクイティ インカム ファンド | 838    | 2.26    |
| 株 式 会 社 ア ル フ ア                                                | 806    | 2.18    |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行                                          | 739    | 1.99    |

(注) 1. 持株比率は自己株式 (1,225,365株) を控除して計算しております。

2. 当社は自己株式1,225千株 (発行済株式総数に対する所有株式数の割合3.20%) を保有しておりますが、上記大株主の状況から除外しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、当事業年度中に以下の通り取締役会決議を行い、自己株式を取得いたしました。

|           |                                       |
|-----------|---------------------------------------|
| 取締役会決議日   | 2025年7月4日                             |
| 取得対象株式の種類 | 当社普通株式                                |
| 取得した株式の総数 | 561,300株                              |
| 取得価額      | 1,499,911,576円                        |
| 取得期間      | 2025年7月4日～2025年10月10日                 |
| 取得理由      | 経営環境の変化に対応できる機動的な資本政策の遂行及び株主への利益還元のため |

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 会社における地位 | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況                                                                  |
|----------|------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 寺浦太郎 | HI-LEX HUNGARY CABLE SYSTEM MANUFACTURING LLC CEO<br>HI-LEX CZECH, S.R.O. CEO |
| 取締役      | 正木靖子 | 弁護士<br>生活協同組合コープこうべ員外監事                                                       |
| 取締役      | 吉川博巳 | 株式会社CureApp社外取締役                                                              |
| 常勤監査役    | 松本耕一 |                                                                               |
| 監査役      | 上田隆司 | 税理士<br>公認会計士<br>学校法人兵庫医科大学監事                                                  |
| 監査役      | 後藤研了 | 東和薬品株式会社社外取締役（監査等委員）<br>西日本旅客鉄道株式会社社外取締役（監査等委員）                               |

- (注) 1. 取締役正木靖子及び取締役吉川博巳の2氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役上田隆司及び監査役後藤研了の2氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役の上田隆司氏は、税理士であり財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 監査役の後藤研了氏は、公認会計士であり財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 当社は取締役正木靖子、取締役吉川博巳、監査役上田隆司及び監査役後藤研了の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 6. 2025年3月7日付で辞任いたしました取締役UENISHI KENJI氏は、株式会社プライスハブルジャパンの取締役であります。当社と同社の間には特別な関係はありません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

イ. 取締役の報酬等の基本方針

- a. 当社取締役の報酬は、企業グループの経営者としての役割・職責に応じた報酬体系とします。
- b. グループ企業価値・業績の中長期にわたる持続的な向上を図るインセンティブとして機能し、株主を始めとするステークホルダーと利益意識を共有できるものとします。
- c. 株主や社員をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を果たせるように、客觀性・透明性を担保する適切なプロセスを経て決定されるものとします。

ロ. 取締役の報酬の水準

取締役報酬の水準については、信頼できる外部調査機関のデータに基づき、経営環境を考慮したうえで、同業もしくは同規模の他企業との比較による報酬水準などを勘案しつつ、役職位に応じた金額を適宜・適切に設定します。

ハ. 取締役の報酬の構成

当社の取締役の報酬は、固定報酬である月次報酬、変動報酬として、短期業績に連動した賞与及び中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブ報酬として信託を用いた業績連動型株式報酬制度から構成するものとします。

なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役の報酬は、期待される役割に応じた月次での固定報酬のみとし、業績連動報酬等の変動報酬は支給しません。

二. 取締役の基本報酬(金銭報酬)の個人別の額又は数の算定方法の決定に関する方針

(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、その支給割合及び算定等の手続きについては、関連する社内規定に基づき、役位、職責、前年業績等に応じて他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定します。

ホ. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針  
(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

短期業績に連動した賞与については、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の当社グループの連結売上高及び連結営業利益及び各取締役担当部門の業績への貢献度を勘案して算出された額を、賞与として毎年、一定の時期に支給します。業績指標と、賞与の算出方法は、適宜、環境の変化に応じて後述ト. の指名報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとします。

中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブ報酬である信託を用いた業績連動型株式報酬制度については、非金銭報酬として当社株式を交付します。その額は、社内規定に基づき、賞与と同様に各事業年度の当社グループの連結売上高及び連結営業利益を業績指標とし、対象となる受益者の役位を基礎とした一定の算定方法により決定され、事業年度ごとに株式交付ポイントとして付与されます。ポイントを付与された取締役に対しては、その退任時に株式交付ポイントの累積値に応じた数の当社株式を交付します。

ヘ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、株主総会で決議された取締役の報酬額の上限を考慮し、同業もしくは同規模の他企業との比較による報酬水準などを勘案しつつ、役職位に応じた報酬水準を踏まえ、指名報酬委員会において検討を行います。業績連動報酬の割合については、業績が悪化した場合を除き、原則としてその割合が10%~50%の範囲となるよう検討したうえで、取締役の個人別の報酬等の内容を決定します。

注)業績連動報酬は、役員賞与(金銭報酬)と当社株式(非金銭報酬)に区分されます。

ト. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項及び任意の諮問機関に関する事項

個人別の報酬額については代表取締役社長がその具体的な内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分及び業績連動型株式報酬の株式交付の基礎となるポイント数の算定とします。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会の下に任意の諮問機関として「指名報酬委員会」を設置し、同委員会に原案を諮問し答申を得るものとします。同委員会は対象者の役位、責務、実績等を総合的に勘案したうえで審議を行い、その結果を取締役会に答申します。上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないものとします。

ア. 指名報酬委員会の構成内容

取締役会決議により選定された3名以上の委員(うち、過半数は独立社外取締役)で構成されます。

b. 指名報酬委員会の機能

取締役及び執行役員の報酬等に係る基本方針等について、対象者の役位、責務、実績等を総合的に勘案したうえで審議を行い、その結果を取締役会に答申します。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分              | 報酬等の総額        | 報酬等の種類別の総額    |                |                  |           | 対象となる役員の員数 |  |
|------------------|---------------|---------------|----------------|------------------|-----------|------------|--|
|                  |               | 金 銭 報 酬       |                | 非金銭報酬            |           |            |  |
|                  |               | 固 定 報 酉       | 業績連動報酬<br>(賞与) | 業績連動報酬<br>(株式報酬) |           |            |  |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 55百万円<br>(12) | 54百万円<br>(12) | －百万円<br>(－)    | 0百万円<br>(－)      | 4名<br>(3) |            |  |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 22<br>(9)     | 22<br>(9)     | －<br>(－)       | －<br>(－)         | 3<br>(2)  |            |  |
| 合 計<br>(うち社外役員)  | 78<br>(21)    | 77<br>(21)    | －<br>(－)       | 0<br>(－)         | 7<br>(5)  |            |  |

(注) 1. 上表には、2025年3月7日付で辞任した取締役1名（うち社外取締役1名）を含んでおります。

2. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、各事業年度の当社グループの連結売上高及び連結営業利益であり、その当事業年度における実績は、連結売上高3,041億2千3百万円、連結営業利益は33億9千1百万円であります。当該指標を選択した理由は、当社グループにおける経営上の目標の達成状況を判断するための重要な指標であり、業績連動報酬に係る指標に適しているものと判断したからであります。また、その業績連動報酬の額または数の算定方法は、「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等 ホ. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針」に記載のとおりであります。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等 ホ. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針」に記載のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. 株式に関する事項 (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 上記の株式報酬の額には、業績連動型株式報酬制度に基づき当事業年度において取締役に付与した株式交付ポイントに対応する株式報酬費用が含まれており、非金銭報酬として当事業年度における役員株式給付引当金繰入額を記載しております。

5. 取締役の報酬限度額は、2009年1月24日開催の第65期定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち社外取締役は2名）です。
- また、2016年1月23日開催の第72期定時株主総会において、株式報酬として取締役に取得させる株式の総数として、一事業年度当たり当社株式9,000株相当を上限（社外取締役は付与対象外）とすると決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、4名です。
6. 監査役の報酬限度額は、1993年1月23日開催の第49期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
7. 取締役会は、代表取締役社長 寺浦太郎に対し、各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定及び業績連動型株式報酬の株式交付の基礎となるポイント数の算定を委任しております。委任した理由は、当社全体会の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会がその妥当性等について確認しております。
8. 合計欄は実際の支給人数を記載しております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

| 区分  | 氏名    | 重要な兼職先会社名                             | 兼職の内容                              |
|-----|-------|---------------------------------------|------------------------------------|
| 取締役 | 正木 靖子 | 生活協同組合コープこうべ                          | 員外監事                               |
| 取締役 | 吉川 博巳 | 株式会社CureApp                           | 社外取締役                              |
| 監査役 | 後藤 研了 | 学校法人兵庫医科大学<br>東和薬品株式会社<br>西日本旅客鉄道株式会社 | 監事<br>社外取締役（監査等委員）<br>社外取締役（監査等委員） |

上記の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

| 氏 名               | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役に期待される役割に関する職務の概要                                                                                                                                                                                           |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 正木 靖子         | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席いたしました。出席した取締役会において、法律の専門家としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から有益な提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された3回のうち3回に出席し、当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程において客観的・中立的立場での的確な関与・助言をいただいております。 |
| 取締役 吉川 博巳         | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席いたしました。出席した取締役会において、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された3回のうち3回に出席し、当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程において客観的・中立的立場での的確な関与・助言をいただいております。     |
| 取締役 UENISHI KENJI | 当事業年度に開催された取締役会6回のうち6回に出席いたしました。出席した取締役会において、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された2回のうち2回に出席し、当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程において客観的・中立的立場での的確な関与・助言をいただいております。       |
| 監査役 上田 隆司         | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                                                                                                                      |
| 監査役 後藤 研了         | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                                                                                                                    |

(注) 取締役UENISHI KENJI氏は、2025年3月7日の辞任までの状況を記載しております。

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

### ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて職務を執行した行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされたことにより被保険者が被る損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が法令違反であることを認識して行った行為に起因する損害は填補の対象としないこととしております。

## 4. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針

当社は上場会社である以上、当社の株式が市場で自由に取引されるべきことは当然であり、当社取締役会の賛同を得ずに行われる大規模買付等（特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）のうち、当社の取締役会の同意を得ていないものをいいます。）に応じるか否かの判断も、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、会社の支配権の移転を伴う大規模買付等の中には、当社の企業価値・株主共同の利益に反するものが幾つか存在しており、これらの大規模買付等が行われることを未然に防止できなければ、当社の強みである製造技術を支える優秀な従業員の流出を招き、お客様・仕入先様・社会からの強固な信頼を失い、当社における企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組みの遂行に大きな影響を与えかねません。

そこで、当社は、大規模買付等が一定の合理的なルールに従って進められることが当社株主共同の利益及び当社の企業価値の確保・向上に資すると考え、2022年12月9日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付等に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」（以下「本プラン」といいます。）を決議しました。本プランは、2023年1月28日開催の当社第79期定期株主総会において、株主の皆様のご承認を得ております。

### (2) 不適切な支配の防止のための取り組み

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等が行われる場合の手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、当社取締役会が買付者等との交渉を行う機会を確保することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

すなわち、本プランは、大規模買付等を実施しようとする買付者等には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出して頂き、当社取締役会がその大規模買付等を評価・交渉・代替案を提出する期間を設けることとする大規模買付ルールを定めるものです。

当社取締役会は、独立役員として証券取引所に届け出をしている社外取締役及び社外監査役で構成する独立委員会を設置し、独立委員会は、買付者等や当社取締役会から情報を受領した後、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付等の内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討等を行います。

買付者等が本プランの手続を遵守しない場合や、当社の企業価値・株主の共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会に諮問した上で、取締役の善管注意義務に違反する場合があると判断する場合を除き、独立委員会の勧告に従い対抗措置の発動、不発動を決定します。

なお、本プランの詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.hi-lex.co.jp/>）に「当社株式の大規模買付等に関する対応方針（買収防衛策）」として掲載されております。

### (3) 不適切な支配の防止のための取り組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断し

ております。

① 株主意思の反映

本プランは、2023年1月28日開催の当社第79期定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ております、その有効期間は当社第79期定時株主総会終結のときから2026年1月24日に開催予定の当社第82期定時株主総会の終結の時までの3年間とされており、株主の皆様の意思の尊重に最大限の配慮を行っております。また、大規模買付等を受け入れるか否かは最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきという方針で貫かれており、対抗措置を発動するのは、買付者等が本プランの手続を遵守しない場合や当社の企業価値・株主の共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限定されております。

② 独立性の高い社外者の判断と情報開示

独立役員として届出をしている社外取締役及び社外監査役により独立委員会を構成することにより、当社の業務を執行する経営陣の恣意的判断を排し、その客観性、合理性を担保すると同時に、独立委員会は当社の実情を把握し当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えております。

さらに、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

③ 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動の勧告がなされないように設定されています。これにより、当社取締役会による恣意的な発動を防止します。

④ 第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができます。これにより、独立委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保されます。

**連結貸借対照表**  
(2025年10月31日現在)

(単位:百万円)

| 科 目               | 金 額     | 科 目                     | 金 額     |  |
|-------------------|---------|-------------------------|---------|--|
| <b>(資産の部)</b>     |         |                         |         |  |
| 流 動 資 産           | 156,554 | 流 動 負 債                 | 72,237  |  |
| 現 金 及 び 預 金       | 57,666  | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金       | 38,689  |  |
| 受 取 手 形           | 3,587   | 契 約 負 債                 | 1,844   |  |
| 売 掛 金             | 44,212  | 短 期 借 入 金               | 7,491   |  |
| 電 子 記 録 債 権       | 1,732   | 1年内返済予定の長期借入金           | 436     |  |
| 有 価 証 券           | 5,116   | 未 払 法 人 税 等             | 3,243   |  |
| 商 品 及 び 製 品       | 12,582  | 賞 与 引 当 金               | 2,224   |  |
| 仕 掛 品             | 5,152   | 役 員 賞 与 引 当 金           | 7       |  |
| 原 材 料 及 び 貯 藏 品   | 19,987  | 製 品 保 証 引 当 金           | 3,129   |  |
| そ の 他             | 7,341   | そ の 他                   | 15,168  |  |
| 貸 倒 引 当 金         | △825    | 固 定 負 債                 | 13,066  |  |
| 固 定 資 産           | 120,441 | 長 期 借 入 金               | 1,012   |  |
| 有 形 固 定 資 産       | 62,220  | 繰 延 税 金 負 債             | 7,456   |  |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 19,493  | 退 職 給 付 に 係 る 負 債       | 2,349   |  |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 22,535  | そ の 他                   | 2,248   |  |
| 工 具 器 具 備 品       | 2,489   | 負 債 合 計                 | 85,304  |  |
| 土 地               | 9,023   | <b>(純資産の部)</b>          |         |  |
| 建 設 仮 勘 定         | 5,606   | 株 主 資 本                 | 135,197 |  |
| そ の 他 ( 純 額 )     | 3,072   | 資 本 金                   | 5,657   |  |
| 無 形 固 定 資 産       | 3,566   | 資 本 剰 余 金               | 7,843   |  |
| の れ ん             | 932     | 利 益 剰 余 金               | 124,391 |  |
| そ の 他             | 2,634   | 自 己 株 式                 | △2,693  |  |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 54,654  | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   | 39,926  |  |
| 投 資 有 価 証 券       | 43,724  | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 22,302  |  |
| 長 期 貸 付 金         | 965     | 為 替 換 算 調 整 勘 定         | 18,039  |  |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産 | 1,033   | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | △414    |  |
| 繰 延 税 金 資 産       | 6,176   | 新 株 予 約 権               | 20      |  |
| そ の 他             | 4,899   | 非 支 配 株 主 持 分           | 16,548  |  |
| 貸 倒 引 当 金         | △2,146  | 純 資 産 合 計               | 191,692 |  |
| 繰 延 資 産           | 1       | 負 債 ・ 純 資 産 合 計         | 276,997 |  |
| 資 产 合 計           | 276,997 |                         |         |  |

## 連結損益計算書

( 2024年11月1日から  
2025年10月31日まで )

(単位：百万円)

| 科 |   | 金       |  | 額      |
|---|---|---------|--|--------|
| 売 | 売 | 304,123 |  |        |
| 売 | 販 | 270,165 |  |        |
| 上 | 上 | 33,957  |  |        |
| 費 | 及 | 30,565  |  |        |
| 業 | 業 | 3,391   |  |        |
|   |   |         |  |        |
| 受 | 受 | 742     |  |        |
| 持 | 持 | 1,303   |  |        |
| 為 | 為 | 337     |  |        |
| 受 | 受 | 983     |  |        |
| 助 | 助 | 192     |  |        |
| 電 | 電 | 383     |  |        |
| 受 | 受 | 84      |  |        |
| そ | そ | 98      |  |        |
| 業 | 業 | 866     |  |        |
|   |   |         |  | 4,991  |
| 支 | 支 | 348     |  |        |
| 電 | 電 | 36      |  |        |
| 支 | 支 | 105     |  |        |
| そ | そ | 620     |  |        |
|   |   |         |  | 1,111  |
| 常 | 別 | 94      |  |        |
| 固 | 定 | 7,416   |  |        |
| 投 | 資 | 18      |  |        |
| 貸 | 有 | 1,130   |  |        |
| 製 | 引 |         |  | 7,272  |
|   |   |         |  |        |
| 特 | 別 | 124     |  |        |
| 固 | 定 | 1,241   |  |        |
| 減 | 資 | 53      |  |        |
| 固 | 損 | 6       |  |        |
| 投 | 資 | 212     |  |        |
| 貸 | 資 | 190     |  |        |
| 貸 | 価 | 257     |  |        |
| 製 | 會 | 339     |  |        |
| 退 | 倒 | 840     |  |        |
|   |   | 1,449   |  |        |
|   |   |         |  | 8,660  |
| 税 | 金 | 124     |  |        |
| 法 | 人 | 1,241   |  |        |
| 当 | 税 | 53      |  |        |
| 非 | 人 | 6       |  |        |
| 親 | 期 | 212     |  |        |
| 会 | 期 | 190     |  |        |
|   |   | 257     |  |        |
|   |   | 339     |  |        |
|   |   | 840     |  |        |
|   |   | 1,449   |  |        |
|   |   |         |  | 4,716  |
|   |   |         |  |        |
| 税 | 金 | 3,804   |  |        |
| 法 | 人 | △2,243  |  |        |
| 当 | 税 |         |  | 11,216 |
|   |   |         |  |        |
|   |   |         |  | 1,560  |
|   |   |         |  |        |
| 税 | 金 | 9,655   |  |        |
| 法 | 人 | 1,235   |  |        |
| 当 | 税 | 8,419   |  |        |
|   |   |         |  |        |

# 貸借対照表

(2025年10月31日現在)

(単位:百万円)

| 科 目                       | 金 額                                                 | 科 目                         | 金 額                                   |  |
|---------------------------|-----------------------------------------------------|-----------------------------|---------------------------------------|--|
| <b>(資産の部)</b>             |                                                     |                             |                                       |  |
| 流 動 資 産                   | 40,015                                              | 流 動 負 債                     | 11,475                                |  |
| 現 金 及 び 預 取 手 子 記 錄 債     | 17,667 27 1,686                                     | 買 未 未 払 法 約 与 品 保 の 固 定 負 債 | 6,499 992 503 1,701 0 35 638 1,064 39 |  |
| 電 売 有 價 値 品 及 び 品         | 10,487 183 1,644                                    | 未 未 払 法 人 負 い り 当 金 金 他     |                                       |  |
| 商 仕 掛 證 品 及 び 製 品         | 2,423 2,423 1,940                                   | 契 預 賞 製 そ 定 長 紹 未 払 金 金 他   |                                       |  |
| 原 前 未 材 料 及 び 貯 貯 金       | 341 1,314                                           | 延 税 金 負 金 債                 | 14,840                                |  |
| 1 年 内 回 収 予 定 の 長 期 貸 付 金 | 1,783                                               | 役 員 株 式 給 付 引 当 金 金 務       | 11 6,712                              |  |
| そ 貸 倒 引 当 金               | 515 △0                                              | 資 産 除 去 債                   | 21 152                                |  |
| 固 定 資 産                   | 77,051                                              | 債 務 保 証 損 失 引 当 金 金         | 1,877                                 |  |
| 有 形 固 定 資 産               | 8,078                                               | 関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 金     | 6,061                                 |  |
| 建 構 機 車 工 具 土 建 設         | 2,765 156 1,955 23 329 2,475 371 704 0 152 532 6 11 | 訴 訟 損 失 引 当 金 他             | 2 2                                   |  |
| 機 械 及 び 装 両 運 搬 品 地 定     |                                                     | <b>負 債 合 計</b>              | 26,315                                |  |
| 無 形 固 定 資 産               | 704                                                 | <b>(純資産の部)</b>              |                                       |  |
| 特 借 ソ フ ト 電 施 設           | 38,990 22,013 4,549 4 4,751 791 84 385 528 360      | 株 主 資 本 金                   | 68,434                                |  |
| 許 地 ウ エ イ ル リ 用           | 0 152 532 6 11                                      | 資 本 余 金                     | 5,657                                 |  |
| 自 己 利 益                   | 68,268                                              | 資 本 準 備 金                   | 7,162                                 |  |
| 投 資 そ の 他 の 資 産           | 38,990 22,013 4,549 4 4,751 791 84 385 528 360      | そ の 他 資 本 余 金               | 7,105                                 |  |
| 投 資 有 価 証 券               | 38,990                                              | 自 己 株 式 処 分 差 益             | 57                                    |  |
| 関 係 会 社 出 資               | 22,013                                              | 利 益 剰 余 金                   | 57                                    |  |
| 従 業 員 に 対 す る 長 期 貸 付 金   | 4,549                                               | 利 益 準 備 金                   | 58,308                                |  |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金         | 4                                                   | そ の 他 利 益 剰 余 金             | 727                                   |  |
| 破 産 更 生 債 権 等             | 4,751                                               | 配 当 準 備 金                   | 57,581                                |  |
| 長 期 前 払 費 用               | 791                                                 | 研 究 開 発 積 立 金               | 5,900                                 |  |
| 前 扒 年 金                   | 84                                                  | 固 定 資 産 圧 縦 積 立 金           | 13,200                                |  |
| 保 険 積 立                   | 385                                                 | 別 途 積 立 金                   | 26                                    |  |
| そ 貸 倒 引 当 金               | 528 360                                             | 繰 越 利 益 剰 余 金               | 32,800                                |  |
| 資 産 合 計                   | △4,192                                              | 自 己 株 式                     | 5,655                                 |  |
|                           |                                                     | 評 価 ・ 換 算 差 額 等             | △2,693                                |  |
|                           |                                                     | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金     | 22,296                                |  |
|                           |                                                     | 新 株 予 約 権                   | 20                                    |  |
|                           |                                                     | <b>純 資 産 合 計</b>            | 90,751                                |  |
|                           |                                                     | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>      | 117,067                               |  |

# 損益計算書

(2024年11月1日から)  
(2025年10月31日まで)

(単位:百万円)

| 科              | 目  | 金      |
|----------------|----|--------|
| 売上原高           | 益  | 57,379 |
| 売上総利           | 益  | 52,143 |
| 売上一般管理費        | 益  | 5,236  |
| 売上及び外取引        | 益  | 6,223  |
| 売上業外取引         | 益  | △987   |
| 受取配当金          | 利  | 89     |
| 受取技術補償         | 当  | 2,577  |
| 受取取扱費          | 術  | 1,157  |
| 受取電力販売の        | 償  | 48     |
| 受取電力販売の        | 収  | 84     |
| 支払外費           | 用  | 52     |
| 支払外費           | 息  | 4,010  |
| 支払利息           | 損  | 0      |
| 支払利息           | 費用 | 106    |
| 支払利息           | 費用 | 100    |
| 支払利息           | 費用 | 36     |
| 支払利息           | 費用 | 111    |
| 支払利息           | 費用 | 355    |
| 支払利息           | 費用 | 2,667  |
| 固定資産売却益        | 益  | 1      |
| 投資有価証券売却益      | 益  | 7,416  |
| 製品保証引当金売却入額    | 益  | 1,130  |
| 貸倒引当金売却入額      | 益  | 163    |
| 債務保証損失引当金売却入額  | 益  | 242    |
| 固定資産除却損        | 損  | 39     |
| 投資有価証券評価損      | 損  | 212    |
| 関係会社清算損        | 損  | 190    |
| 製品保証引当金繰入額     | 損  | 840    |
| 貸倒引当金繰入額       | 損  | 1,491  |
| 債務保証損失引当金繰入額   | 損  | 1,282  |
| 関係会社事業損失引当金繰入額 | 損  | 6,010  |
| 引前当期純利益        | 益  | 10,066 |
| 税法引当額          | 税  | 1,554  |
| 人税、住民税及び事業税    | 税  | 2,386  |
| 人税等調整額         | 税  | △2,517 |
| 人税期純利益         | 税  | △131   |
| 人税当期純利益        | 税  | 1,685  |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2025年12月11日

株式会社ハイレックスコーポレーション

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻 井 健 太  
業務 執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 立 石 政 人  
業務 執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ハイレックスコーポレーションの2024年11月1日から2025年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハイレックスコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2025年5月13日開催の取締役会において、三井金属アクト株式会社の株式を取得し子会社化することを決議し、同日に締結した株式譲渡契約に基づき、2025年11月4日に株式の取得を完了した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書臘本

## 独立監査人の監査報告書

2025年12月11日

株式会社ハイレックスコーポレーション

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻 井 健 太  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 立 石 政 人  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハイレックスコーポレーションの2024年11月1日から2025年10月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2025年5月13日開催の取締役会において、三井金属アクト株式会社の株式を取得し子会社化することを決議し、同日に締結した株式譲渡契約に基づき、2025年11月4日に株式の取得を完了した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監査報告書

当監査役会は、2024年11月1日から2025年10月31日までの第82期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門その他の使用者等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用者等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から「その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
  - ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任あづさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任あづさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### 3. 後発事象

「重要な後発事象に関する注記」に記載されている事象以外に報告すべき重要な後発事象はありません。

2025年12月11日

株式会社ハイレックスコーポレーション 監査役会

常勤監査役 松 本 耕 一 

監査役（社外監査役） 上 田 隆 司 

監査役（社外監査役） 後 藤 研 了 

## 株主総会会場ご案内略図

会場

兵庫県宝塚市栄町一丁目1番33号  
宝塚ホテル 1階 宝寿の間



交通  
機関



阪急電鉄「宝塚駅」徒歩4分

JR宝塚線「宝塚駅」徒歩7分

(注) 駐車場は手狭のため、お車でのご来場はご遠慮下さいようお願い申し上げます。

**HI-LEX**

株式会社ハイレックスコーポレーション

**UD  
FONT**

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。